

第5章 震災応急対策計画

第1節 活動体制計画

[方針・目標]

- 震度5弱以上の地震で災害警戒本部・災害対策本部を設置し、迅速な情報収集と対応が可能な体制をとる。
- 震度4の地震では、準備体制をしき、本部に準じた対応がとれるように備える。
- 警戒宣言等の東海地震関連情報にも対応し、混乱防止などに対応する体制をとる。

第1 市本部の設置・廃止

市担当部班	本部事務局
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署

熊谷市災害対策本部又は熊谷市災害警戒本部（以下「本部」という。）の設置等は、次のように行う。

1 本部の設置・廃止基準

本部の設置・廃止基準は、次のとおりである。

■本部の設置・廃止基準

	災害警戒本部	災害対策本部
設置	(1) 市内で震度5弱が観測されたとき。 [自動設置] (2) 東海地震注意情報が発表されたとき。 (3) その他被害状況等により市長が必要と認めたとき。	(1) 市内で震度5強以上が観測されたとき。[自動設置] (2) 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。 (3) その他被害状況等により市長が必要と認めたとき。
廃止	(1) 災害対策本部を設置したとき。 (2) 災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。	災害の危険性又は災害応急対策がおおむね完了したと市長が認めたとき。

2 本部の設置・廃止の決定

自動設置の場合を除いて、本部の設置の決定は次のとおりとする。

- (1) 部長等は本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監を通じて市長に本部の設置を要請する。
- (2) 危機管理監は、部長等から要請があった場合、又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めたときは、市長に本部の設置を要請する。
- (3) 市長が不在の場合は、①副市長、②危機管理監の順に代行する。

3 設置・廃止の通知

本部を設置又は廃止した場合、危機管理監は電話その他適当な方法により、各部長、県知事、市防災会議の委員、報道機関、その他関係機関に周知するとともに、市民等に広報する。

通知の際は、必要に応じて 関係機関等へ本部連絡員の派遣を要請する。

4 準備体制

危機管理監は、次のような場合、市本部設置に備えた準備体制をとり、活動を指揮する。

- (1) 市内で震度4が観測されたとき。〔自動設置〕
- (2) 東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。

■準備体制の活動内容

◇情報の収集、伝達	◇被害状況の把握、県等への報告
◇広報活動	◇所管施設の点検、応急措置等

【様式編】5 配備通知書

第2 市本部の開設・運営

市担当部班	本部事務局
関係機関	

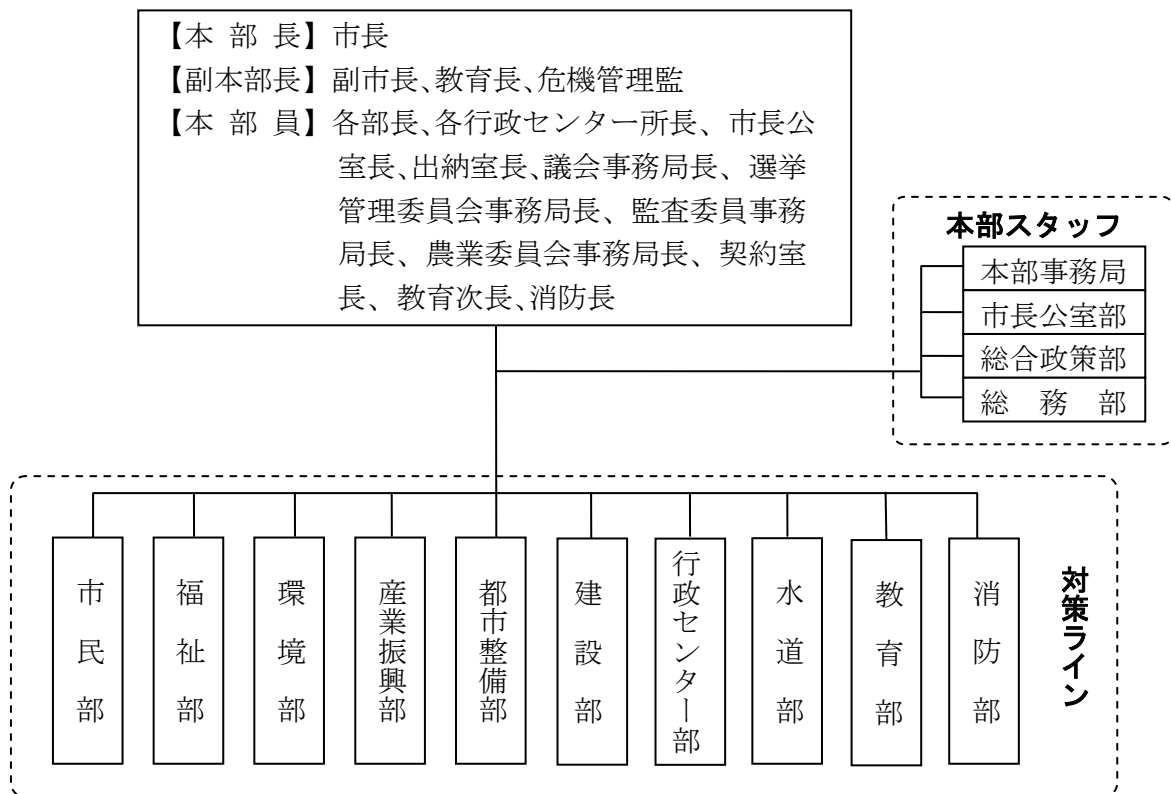
1 本部の開設

本部の設置場所は、原則として市本庁舎302・303会議室又は議会棟委員会室内とする。

ただし、建物の被災等により本庁舎内に設置できない場合は、①熊谷地方庁舎、②その他の公共施設等の順に移設先を検討し、本部長の判断により移設する。

2 組織

本部の組織及び事務分掌は、熊谷市災害対策本部条例及び熊谷市災害対策本部に関する規程の定めるところによる。



なお、災害警戒本部は、災害対策本部に準じた組織体制とする。

◇情報の収集、伝達	◇被害状況の把握、報告
◇関係機関との連絡・調整	◇災害危険箇所の警戒、巡視
◇所管施設の点検及び応急措置	◇被害への応急対応
◇広報活動 ほか	

3 本部会議

災害に関する情報を分析し災害対策本部の基本方針を協議するため、本部長は本部会議を随時招集する。本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長が議長をつとめる。

なお、本部員に事故ある場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

4 班長会

本部長は必要があると認めるときは、班長会を設置する。

班長会は、本部スタッフ及び各対策部の班長をもって構成し、副本部長が指揮をする。

5 現地災害対策本部

本部長は、災害現場の近くに対策拠点を設ける必要があると認めるときは、分庁舎又は現場付近の公共施設等に現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、副本部長が指揮をとる。

6 国・県の現地対策本部との連携

国や県の現地災害対策本部が市内に設置された場合は、それらと連携して、効果的な災害対策を行う。

【資料編】14 災害時事務分掌

第3 関係機関の活動体制

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、災害が発生した場合や発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える。

また、市本部への助言、本部との密接な連携・情報交換のため、市本部への本部連絡員の派遣に努める。

第2節 動員配備計画

[方針・目標]

- 職員の動員配備は、震度情報に応じて指示なしに参集する「自動配備」を原則とする。
- 震度6弱以上は全員が参集する体制とする。

第1 市職員の動員・配備

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班
関係機関	

1 配備の決定準備体制

震度計や気象庁の地震情報等に関する危機管理監の報告に基づき、自動配備の場合を除いて市長が必要な配備態勢を判断する。

■ 配備態勢と判断基準

配備態勢		判断基準	配備職員
準備体制	1号配備	② 市内で震度4が観測されたとき。 ② 東海地震に関連する調査情報が発表されたとき。 ③ その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	危機管理室、所要の職員
災害警戒本部体制	2号配備	① 市内で震度5弱が観測されたとき。〔自動配備〕 ② 東海地震注意情報が発表されたとき。 ③ その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	関係課所の係長以上、所要の職員
災害対策本部体制	3号配備	① 市内で震度5強が観測されたとき。〔自動配備〕 ② 東海地震予知情報及び警戒宣言が発表されたとき。 ③ その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	関係課所の係長以上、応急対策要員
	4号配備	① 市内で震度6弱以上が観測されたとき。〔自動配備〕 ② その他被害状況等により、市長が必要と認めたとき。	全職員

2 職員の動員

ア 勤務時間内

地震が発生した場合、総務部長は速やかに震度と該当する配備レベルを庁内放送するとともに、各部長に配備態勢を伝達する。出先や外出中の職員等へは、各部長から伝達する。

イ 勤務時間外

地震が発生した場合、各職員は、テレビ、ラジオ等で市内の震度を確認し、震度5弱以上の場合は自動配備をとる。また、震度の発表がない場合でも、体感や周囲の状況等から「気象庁震度階級解説関連表」に照らして市内の震度が5弱以上と推定できる場合は、その震度に相当する配備態勢をとる。

自動配備以外の場合は、総務部長から各部長へ連絡し、各職員へは各部の連絡網により伝達する。

3 動員区分及び動員人員

配備先は、勤務場所とする。

ただし、勤務場所以外の場所に動員させる場合は、所属長が指示する。

4 職員動員の報告

各課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、所属部長を通じて、総務部長に報告する。

職員課長（庶務職員班長）は、所定の様式により職員の参集状況をとりまとめ、総務部長を通じて、市長（本部長）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、当日は1時間ごととする。

5 職員の服務

すべての職員は、次の事項を遵守する。

- (1) 配備についていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- (2) 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり常に所在を明確にしておく。
- (3) 不急の行事、会議、出張等を中止する。
- (4) 正規の勤務時間が終了しても所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- (5) 災害現場に出動する場合は、腕章及び名札を着用し、また自動車には標旗及び標章を使用する。
- (6) 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意を払う。

6 参集時の留意事項

- (1) 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの分庁舎に参集する。
また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段を持ってその旨を所属の長又は最寄りの施設の責任者へ連絡する。
- (2) 災害のため、緊急に参集する際は、作業服又は作業に適する服装を着用し、携帯品は、特に指示があった場合を除き、食料3食分、飲料水、ラジオ、懐中電灯とする。
- (3) 参集途上においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。

【資料編】 15 災害時配備体制
16 腕章及び標旗

【様式編】 4 配備発令書
5 配備通知書
6 動員人員調査票
7 動員職員調査票
8 動員職員名簿
13 本部長指令

第2 関係機関の動員配備

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

各防災関係機関は、地震が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための配備態勢をとり、必要な職員を速やかに動員する。

第3節 自衛隊災害派遣要請・相互応援協力計画

〔方針・目標〕

- 発災後1時間以内に自衛隊の派遣要請ができるように被災状況等を収集し判断する。
- 大規模災害の場合は15分以内、震度6強以上は即要請することを基本とする。
- 大規模災害の場合は、市単独では対応が困難なため、消防機関、協定先の自治体の応援を要請し、連携して効果的な対策を実施する。

第1 自衛隊災害派遣要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	自衛隊

1 災害派遣要請の依頼

(1) 市長の災害派遣要請依頼

本部長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事に対して電話又は口頭で次の事項を明らかにして災害派遣要請を依頼し、事後速やかに文書を提出する。

また、通信の途絶等で知事に依頼できないときは、直接最寄りの自衛隊の部隊の長に通知し、事後、所定の手続を行う。

■災害派遣要請の手続

提出（連絡）先	県危機管理防災部危機管理課 TEL048(830)3115 FAX048(830)4790 防災無線（地上系）TEL 83-6-3115 FAX 83-6-4790 "（衛星系）TEL 84-200-6-3115 FAX 84-200-6-4790
連絡方法	文書（緊急を要する場合は、電話、無線で行い、事後文書送付）
要請事項	◇災害の状況及び派遣を要請する事由 ◇派遣を希望する期間 ◇派遣を希望する区域及び活動内容 ◇その他、参考となるべき事項

■緊急の場合の連絡先

部隊名 (駐屯地等)	連絡責任者		電話番号
	時間内	時間外	
陸上自衛隊 第32普通科連隊 (大宮)	第3科長	部隊当直司令 (連隊夜間当直)	大宮 (048) 663-4241~5 内線 435~439 時間外 402
陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)	第3部長 又は防衛班長	第1師団司令部 当直長 駐屯地当直司令	東京 (03) 3933-1161 内線 230・238・239 時間外 230 (第1師団司令部当直長) 301・302 (駐屯地当直司令)
航空自衛隊 中部航空方面隊 司令部 (入間)	運用第2班長	中空司令部当直幕僚	狭山 (04) 2953-6131 内線 2233 時間外 2204
海上自衛隊 横須賀地方総監部 (横須賀)	防衛部長 又は第3幕僚 室長	オペレーション室 当直幕僚	横須賀 (046) 822-3500 内線 2210・2213・2224 時間外 (046) 822-3503 内線 2310

(2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により部隊等を自主派遣することができる。

■自衛隊自主派遣の判断基準

- ◇関係機関に対して災害情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ◇知事等が自衛隊の災害派遣の要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ◇航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- ◇その他上記に順じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

2 災害派遣部隊の受入体制の確保等

(1) 受入体制

本部事務局は、自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合、作業計画を作成し、次のような対応を行う。

■自衛隊の受入体制

項 目	内 容
作業計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ◇作業箇所及び作業内容 ◇作業箇所別必要人員及び必要器材 ◇作業箇所別優先順位 ◇作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 ◇部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> ◇総務部が取りまとめ等統括する。 ◇必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に係のある管理者への了解を取りつける。
自衛隊集結候補地	熊谷スポーツ文化公園 (状況により被害箇所近くの公共用地)
連絡窓口	<ul style="list-style-type: none"> ◇本部事務局に連絡窓口を一本化する。 ◇自衛隊からの連絡員の派遣を要請する。

(2) 自衛隊の派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

■自衛隊の支援活動

- | | |
|------------------|--------------------|
| ◇被害状況の把握 | ◇避難者の誘導、輸送 |
| ◇遭難者の捜索、救助 | ◇水防活動 |
| ◇消防活動 | ◇道路又は水路等交通上の障害物の除去 |
| ◇診察、防疫、病虫害防除等の支援 | ◇人員及び物資の緊急輸送 |
| ◇炊飯及び給水支援 | ◇救援物資の無償貸付又は贈与 |
| ◇交通規制の支援 | ◇危険物の保安及び除去 |
| ◇予防派遣 | ◇その他 |

(3) 撤収要請依頼

災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、本部長は、知事及び派遣部隊の長と協議の上、派遣部隊の撤収要請を行う。

3 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね以下のとおりとする。

その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定める。

また、派遣部隊は、関係機関又は民間からの宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

■負担経費

- ◇救助活動を実施するために必要な資器材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ◇宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- ◇宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- ◇救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

【様式編】9 自衛隊災害派遣要請書

10 自衛隊災害派遣撤収要請書

第2 地方公共団体等への応援要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

1 応援要請のための判断基準

応援要請のための判断は、おおむね次のような事態を目安とする。

■判断基準の目安

- ◇震度6強以上の大規模地震災害であるとき。
- ◇市には困難又は特殊な対応を要する状況であるとき。
- ◇隣接した市町への避難が効果的などとき。
- ◇被害の全体像が不明だが、甚大な地震災害であると推測されるとき。

2 応援の要請

(1) 県又は指定地方行政機関等への応援要請

本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事又は指定地方行政機関等に対し、応援の要請又はあっせんの要請を行う。

■県への応援要請手続

要請先	県危機管理防災部消防防災課
	指定地方行政機関又は特定公共機関（あっせんを求める場合は県）
	消防庁長官（緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡がとれない場合）
連絡方法	下記の表に掲げる事項を明記した文書 （ただし緊急を要し、文書を持ってすることが困難なときは、口頭又は電話、無線等で行い、事後速やかに文書送付）

■県への応援要請手続上必要な事項

要請の内容	事項	根拠法令
県への応援の要請 又は応急措置の実 施の要請	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害の状況 ◇応援（応急措置の実施）を要請する理由 ◇応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ◇応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ◇応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ◇その他必要な事項 	災対法第 68 条
指定地方行政機 関、他都道府県 の職員又は他都道府 県の市町村の職員 の派遣又はあっせ んの要求	<ul style="list-style-type: none"> ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める理由 ◇派遣要請又は派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ◇派遣を必要とする期間 ◇派遣される職員の給与その他勤務条件 ◇その他参考となるべき事項 	派遣：災対法第 29 条 あっせん：災対法第 30 条、地方自治法第 252 条の 17
消防庁長官への消 防の応援の要請	<ul style="list-style-type: none"> ◇災害の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由 ◇派遣を必要とする期間（予定） ◇応援要請を行う消防隊の種別と人員 ◇市への進入経路及び集結場所（待機場所） ◇応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み 	消防組織法第 44 条

(2) 他市町村への応援要請

本部長は、相互応援協定を締結している市町村に各種応援を要請する。

(3) 協力協定等締結団体等への応援要請

本部長は、協力協定等を締結している市内団体・事業所等に各種協力を要請する。

【資料編】 48 応援協定

49 消防応援協定

第 3 応援受入体制の確保

市担当部班	本部事務局、総務部庶務職員班、消防部
関係機関	

1 地方公共団体からの応援受入

総務部は、他の地方公共団体からの応援について、県と相互に連絡を密にし、以下の事項に留意し、有効な活動ができるよう体制の確保に努める。

■地方公共団体からの応援活動

- ◇災害救助に関する業務(例:消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等)
- ◇医療応援に関連する業務(例:医療班、航空機、空港の提供等)
- ◇被災生活の支援等に関連する業務(例:物資の応援、応急危険度判定等)
- ◇災害復旧・復興に関連する業務(例:被災者の一時受入、職員の派遣による事務補助)
- ◇その他災害応急対策(国との防災訓練で検証がなされている業務等)

■受入体制の確保

- ◇関係機関との相互協力により、本部事務局が受入窓口となり総合調整するとともに、関係各部が他の地方公共団体の職員を受入れる。
- ◇応援職員に関する宿舍の確保等バックアップ業務は、総務部が行う。

■応援受入の対応

- ◇受入窓口の明確化
- ◇応援の範囲又は区域の明確化
- ◇担当業務の明確化
- ◇応援の内容の明確化
- ◇交通手段及び交通路の確保

2 広域的応援受入のための活動拠点施設

市域における広域的応援受入のための活動拠点施設は、以下のとおりである。

■活動拠点

名称	所在地	面積 (㎡)	主な活動用途	避難場所 指定有無
熊谷スポーツ文化公園 ※園内の一部熊谷防 災基地	上川上ほか	883,000	防災活動拠点(物資の備蓄集配 機能及び避難場所) 防災基地(物資の備蓄集配機能 及び活動要員の集結機能) 自衛隊・緊急消防援助隊集結地	○
埋蔵文化財センター	船木台 4-4-1	24,641	警察・消防応援隊	
妻沼東運動公園	上須戸 952	23,521	警察応援隊	○
江南庁舎駐車場	江南中央 1-1	10,335	警察応援隊	
大里庁舎	中曾根 654-1	9,498	消防応援隊	
妻沼庁舎	弥藤吾 2450	14,477	消防応援隊	
熊谷市消防本部	原島 675-1	4,062	消防応援隊	
別府沼公園	西別府 1456	171,000	消防応援隊	○
妻沼運動公園	飯塚 200	101,230	消防応援隊	○
妻沼中央公民館	妻沼東 1-1	16,397	自衛隊派遣部隊	○

第4節 地震情報等の収集

〔方針・目標〕

- 地震発生とともに、被害情報を一元的に管理する体制を確立し、災害対策本部内で情報の共有化を図る。

第1 地震情報等の収集伝達・周知

市担当部班	本部事務局
関係機関	熊谷地方気象台

1 気象庁が発表する地震に関する情報

(1) 地震情報

気象庁は、次の地震情報を発表する。

■地震情報の種類

種類	内容
震度速報	地震発生約 1分30秒 後、震度3以上の全国約180に区分した地域名（※熊谷市は「埼玉県北部」）と地震の発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点（※熊谷市内は、「桜町」「宮町」「大里」「妻沼」「江南」）のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
地震回数に関する情報	地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震の回数を発表

(2) 緊急地震速報

緊急地震速報は、地震の発生後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地の主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報で、気象庁では平成19年10月1日から一般への提供を開始した。

緊急地震速報は、緊急地震速報提供事業者を介して受信する専用端末や表示ソフトをインストールしたパソコンなどへ配信を希望する事業者へ提供を行うほか、携帯電話会社を経由した一般への配信が計画されており、例えば、NHKは、テレビやラジオにて、次の内容で放送することになっている。

■緊急地震速報の放送イメージ

区分		あらまし
放送形式		◇すべての放送波で速報（全国放送） ◇テレビはスーパー（地図付き、1画面で表記） ◇ラジオは放送を中断して音声で速報
放送内容	テレビ	◇気象庁が発表する震度5弱以上が推定される地震 ◇緊急地震速報のタイトル、地震が起きた場所、強い揺れへの警戒呼びかけ、強い揺れの対象地域 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音使用
	ラジオ	◇基本的にテレビと同内容 ◇緊急地震速報用に独自制作のチャイム音使用

2 気象情報、水防活動用気象注意報・警報、洪水予報その他風水害等防災情報

→第3章「風水害応急対策計画」第4節「警報及び注意報伝達計画」参照

※ただし、大規模地震後における気象情報については、気象台は、おおむね従来の発令基準より安全側にした暫定基準をもって行うこととしている。

第2 異常な現象発見時の通報

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷地方気象台

→第3章「風水害応急対策計画」第4節「警報及び注意報伝達計画」第2「異常な現象発見時の通報」参照

第5節 災害情報通信計画

〔方針・目標〕

- 本部スタッフに情報収集・分析を行う情報管理センターを設け、情報の一元管理を行う。
- 市民への情報伝達は、市防災行政無線・広報車の他、在宅要援護者へのファックス・防災情報メール、学校・幼稚園への学校防犯メール等の多彩な手段を活用する。
- 地震発生直後に県災害対策本部等に第一報を通報し、災害状況を迅速に発信する。

第1 災害情報の収集・報告

市担当部班	本部事務局、総合政策部情報班
関係機関	各機関

1 情報統括責任者の選任

本部長は、総合政策部長を情報統括責任者に選任し、災害情報を一元的に集約し、活用・記録する体制を確保するよう指示する。

なお、選任の結果は県現地災害対策本部又は支部に充てられる北部地域振興センター又は県税事務所に報告する。

2 情報収集体制の確保

総合政策部長は、情報統括責任者として、被害軽減のための災害応急対策実施のために時宜に適した被害報告の収集報告を図るため、各部の長等に対し、以下の点について、決定し、速やかに復命するよう指示する。

- (1) 各部局における情報の収集及び報告に関する責任者、調査員の常設
- (2) 報告用紙の確認又は配布
- (3) 調査要領、連絡方法及び現場写真の撮影等に関する打ち合わせ
- (4) 情報収集機器の確認又は調整・補充
- (5) 情報機器要員の確認又は調整、配置等

3 地震災害時に収集すべき情報

- (1) 発災段階で収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
発災情報	◇市街地火災の発生の有無及び延焼状況 ◇非木造建物被災の有無及び被災状況 ◇木造建物被災状況 ◇河川堤防の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇がけ崩れ等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ◇ため池の被災状況（亀裂、欠け崩れ等） ◇発災による物的・人的被害に関する情報	発災状況の 覚知後即時	◇市等巡視警戒員 ◇ 消防 、警察 ◇各公共施設の管理者等 ◇自主防災組織、住民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域ごとに） ◇バス、タクシー、運送業者
	◇ライフライン（電気、ガス、電話、通信施設、上水道、下水道）の被災状況	被災後、被災状況が把	◇各ライフライン関係機関

	◇応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道等の被災状況	握された後	◇公共交通機関 ◇道路管理者
住民の動向	◇発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置 報覚知後	◇避難所施設管理者、 勤務要員 ◇ 警察 ◇自主防災組織

(2) 大規模地震発生時点以降の警戒体制において収集すべき情報の例示

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源
地震情報	◇緊急地震速報 ◇震度速報	発表後即時	気象庁
予報・警報	◇予報・警報の内容 ◇予想される降雨及び災害の程度	発表後即時	熊谷地方気象台
危害危険箇所等の情報	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ◇河川のはん濫の予想される時期、箇所 ◇土砂災害の予想される箇所の前兆現象	異常覚知した後即時	◇市等巡視警戒員 ◇自主防災組織、住民
住民の動向	◇警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等）	避難所設置した旨の連絡報覚知後	◇避難所施設管理者 ◇避難所施設勤務要員 ◇消防、警察 ◇自主防災組織

4 県、国への報告

県、国への報告は、県地域防災計画の定めるところ及び「火災・災害等速報要領」に基づき、本部事務局が行う。

(1) 地震発生時の通報

本部事務局は、震度4を記録した場合、被災状況を県に報告する。

ただし、震度5弱以上を記録した場合については、第一報を県及び国（消防庁）に、原則として30分以内で可能な限り速やかに報告する。

なお、第一報は、庁舎及び周辺地域の被災の有無、参集途上に知り得た被害の状況など、その時点で把握した限りでよいものとする。

(2) 県への報告

県への通常の報告は、防災情報システム端末操作により行うが、地震災害時の状況により現地災害対策本部支部経由で行う。

また、有線電話等の通信連絡が可能な場合の部門別各種被害情報は、それぞれ所管する県各部局地域機関経由で行う。

報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係公共土木被害を優先して報告する。その他以下のとおり行う。

■報告の種類・手順等

報告の種類		報告の手順	報告先
被害速報	発生速報	◇被害の発生直後に行う。 ◇埼玉県防災情報システムに必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第1号「発生速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。	県消防防災課 勤務時間外においては 危機管理防災部当直 ○勤務時間内 電話 048-830-3171 (直通) FAX 048-830-4779 防災無線電話 83-6-3171 防災無線FAX 83-6-4779
	経過速報	◇特に指示する場合ほか2時間ごとに行う。 ◇埼玉県防災情報システムに逐次必要事項を入力する。 ◇システム障害の場合は、様式第2号「経過速報」に必要事項を記載し防災無線FAX等で報告する。	○勤務時間外(危機管理防災部当直) 電話 048-830-3166 (直通) FAX 048-822-9771 防災無線電話 83-6-3166
確定報告		◇災害応急対策終了後7日以内に行う。 ◇「確定報告記入要領」に基づき文書で報告する。	電話 048-830-3166 (直通) FAX 048-822-9771 防災無線電話 83-6-3166

(3) 国への報告

県へ報告できない場合及び震度5弱以上の地震発生の場合には、「火災・災害等即報要領」に基づき、総務省消防庁へも報告を行う（覚知後30分以内）。

■報告先

		平日（9：30～18：30） 消防庁震災等応急室	休日・夜間（左記以外） 宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7527	7782
	FAX	7537	7789
地域衛星通信ネットワーク	電話	84-048-500-7527	84-048-500-7782
	FAX	84-048-500-7537	84-048-500-7789

- 【様式編】
- 1 発生速報
 - 2 経過速報
 - 3 被害状況調・被害報告判定基準
 - 12 災害情報記録用紙

第2 災害通信計画

市担当部班	本部事務局、総合政策部
関係機関	各機関

→第3章「風水害応急対策計画」第5節「災害情報通信計画」第2「災害通信計画」参照

第6節 災害広報広聴計画

〔方針・目標〕

- 市民への災害情報は、防災行政無線、市ホームページ、CATV、メール、広報紙など、利用可能な媒体を活用して行う。
- 災害時要援護者には、文字情報（FAX、広報紙）、手話、点字等を用いるなど配慮する。
- 発災後から報道機関を通じて、市民への情報伝達や全国への支援要請などを発信する。

第1 災害広報資料の収集

市担当部班	総合政策部情報班
関係機関	各機関

総合政策部は、災害広報活動を行うために必要な資料として、次に掲げるものを取りまとめ、又は関係機関等の協力を得て収集する。

■広報活動の資料

〔被害報告に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた被害状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した被害状況に関する情報
- ◇総合政策部の撮影記録係を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
（この場合、被害のみを過度に強調することなく、全体の中の被害であることに留意）
- ◇県の地域機関、市町村、報道機関その他の機関及び住民等が取材した写真、ビデオ
- ◇報道機関等による災害現地の写真

〔災害応急対策活動実施状況に類するもの〕

- ◇市各部がとりまとめた応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇県、国、関係機関等から収集した応急対策活動実施状況に関する情報
- ◇鉄道・バス、道路、ライフライン等復旧状況又は復旧見込み
- ◇市、県、国、関係機関等が実施する被災者向け救援対策メニュー
- ◇救出・救助等災害応急対策活動を取材した写真、その他

第2 住民への広報

市担当部班	本部事務局、総合政策部広報広聴班、行政センター部総務税務班
関係機関	熊谷ケーブルテレビ(株)

1 市、県及び関係機関の行う広報活動及び広報内容

総合政策部、本部事務局は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。

なお、広報車や固定系防災行政無線等で放送する場合は、次の点に留意する。

- (1) 事態の経過を把握し、地理的にイメージしやすい表現とする。
- (2) 分かり易い言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない。）。
- (3) 避難勧告等の緊急情報は、結論や要点を簡潔にして、はっきりした、緊迫感のある言葉で、繰り返し伝える。

■主な広報媒体

種別	媒体	所管する機関
同報系	防災行政無線（固定系）	市
	広報車による巡回放送	市（消防本部・消防団含む。）、警察署
	同報メール配信	市、県
	ラジオ、テレビ放送	放送事業者
更新系	ホームページ等への掲示	市、防災関係機関
紙面系	広報紙、チラシの発行	市
	公共（施設等）の掲示板	市、防災関係機関
	新聞記事	報道機関

■主な広報事項

時期	広報事項	媒体
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ◇用語の解説、情報の取得先、住民等のとるべき措置 ◇地震情報（震度・震源、余震の可能性等） ◇避難情報（避難所開設状況、勧告・指示の対象とその理由） ◇被災状況（火災、地すべり、道路・河川の損壊等） ◇災害対策の状況（本部の設置、対策の現況と予定等） ◇道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ◇公共交通機関の運行状況 ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、二次災害防止措置等） 	同報系 更新系
応急期	<ul style="list-style-type: none"> ◇応急危険度判定の状況（判定ステッカーの意味、実施予定等） ◇ライフラインの状況（利用規制・自粛呼びかけ、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ◇医療機関の状況 ◇感染症対策活動の実施状況 ◇食料、生活必需品の供給予定 ◇災害相談窓口の設置状況 ◇その他住民や事業所のとるべき措置 	同報系 更新系 紙面系

2 避難所での広報

総合政策部は、各避難所において、掲示板への掲示や避難所自治組織を通じて災害広報紙を配布する。

また、災害時要援護者に配慮し、口頭伝達や住民会を通じた伝達など、避難者の状況に応じた広報を行う。

■避難所での広報項目例

◇災害の状況	◇施設使用方法等の注意事項
◇生活ルール	◇生活支援対策のお知らせ
◇その他各種対策のお知らせ	◇避難所運営等への協力要請

3 災害時要援護者への広報

市は、広報を実施するにあたって、県並びにNHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者と連携し、外国人に対しての多言語による広報や、視聴覚障害者に対してのファクシミリや文字放送による広報など災害時要援護者にも配慮した対策を積極的に行う。

第3 報道機関への発表等

市担当部班	総合政策部広報広聴班
関係機関	放送事業者、報道機関

地震災害が大規模であればあるほど、市に多くの報道関係者が取材に訪れる。

市は、報道機関の果たす市民向け広報活動における意義や、全国に向けた広報活動における意義を十分考慮し、以下のとおり適切な報道機関への発表等を行う。

1 緊急放送要請

総合政策部は、住民等への情報伝達が緊急を要する場合は、県を通じて、NHK、テレビ埼玉、エフエムナックファイブ等放送事業者に放送を行うことを求めることができる。

2 報道機関への広報協力要請

総合政策部は、県を通じて、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関へ、住民向け広報協力を要請する。

3 報道機関への広報資料提供

総合政策部は、庁舎内等に記者発表場所を設置し、災害発生状況及び対策の状況を発表する。発表事項は、事前に本部長の承認を得る。

また、各報道機関からの問い合わせについては、総合政策部を市本部の窓口として統一するとともに、各部内に広報資料担当を置き、情報の一元化を図る。

なお、庁舎内は記者発表場所・待機場所以外は、立入禁止とする。

■記者発表者

発表者は次の順位とする。

- | | | |
|----------|--------|----------|
| 1 広報広聴課長 | 2 企画課長 | 3 総合政策部長 |
|----------|--------|----------|

第4 広聴活動

市担当部班	総合政策部、市民部市民班、行政センター部市民環境班
関係機関	

震災時には、発災直後から、被災者等から家族等の安否の確認をはじめ、生活必需品や住居の確保、ライフラインの復旧状況、融資等に関する様々な相談、要望、苦情が予想される。

これに対応するため、各担当部班は次のとおり広聴活動を実施する。

1 被災者に対する個別聴取等の実施

総合政策部は、必要に応じて、個別聴取又はアンケート調査員を派遣し、全般の応急対策の実施状況を把握するとともに、被災者の要望、苦情等の収集をあわせて行う。

2 コールセンターの設置

総合政策部は、市民等からの電話による問い合わせに対応するため、コールセンターを設置し情報の一元化を行う。

3 災害相談窓口の設置

市民部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、各庁舎内に相談窓口を**早期に**設置する。また、住民の相談に対し迅速に対応するため、相談窓口には各部の担当者を置く。相談窓口で扱う事項は、次のとおりである。

なお、住民からの意見、要望等については、可能な限り聴取し応急対策に反映させるよう、とりまとめの上、総合政策部に提出する。

■相談窓口の内容

設置場所	市役所本庁舎1階ロビー又は各分庁舎
相談窓口で扱う事項	<ul style="list-style-type: none"> ◇搜索依頼の受付（市民部） ◇食料、飲料水、日用品等の支給に関する情報（総合政策部） ◇り災証明書の発行（総務部） ◇埋火葬許可書の発行（市民部） ◇仮設住宅の申込み（建設部） ◇住宅の応急修理の申込み（都市整備部） ◇災害見舞金、義援金の受付、払出し（福祉部、本部事務局） ◇生活資金、融資等の相談等（福祉部、産業振興部） ◇法律、税務の相談（総務部） ◇その他必要な事項

第7節 水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画

〔方針・目標〕

- 余震等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を10日程度で完了する。特に、避難所、病院等の防災拠点施設を優先的に行う。
- 斜面の宅地造成地においても、擁壁や地盤の崩壊による二次災害を防止するために、応急危険度判定を行う。
- その他、急傾斜地、河川の堤防等の被害を点検し、地震後の降雨に備える対策を実施する。
- 危険物等施設において、爆発、炎上、危険物の漏えい等が発生した場合は、速やかに影響のある区域に避難勧告・指示を発令し、避難対策を実施する。

第1 水防活動計画

市担当部班	産業振興部、建設部建設班、行政センター一部産業建設班
関係機関	荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所、熊谷県土整備事務所、荒川北縁水防事務組合、大里郡利根川水害予防組合、熊谷警察署

大規模地震発生により河川堤防の亀裂等、急傾斜地危険箇所等の崩壊に至らぬ程度の被災が想定される。そのため、大規模地震発生後の大雨時の洪水防御のための水防活動は、水防法に基づき水防管理者としての市長又は行田市、鴻巣市とともに構成する荒川北縁水防事務組合の管理者及び深谷市とともに構成する大里郡利根川水害予防組合の管理者が、それぞれの水防計画により行うが、排水機場操作及び水防体制の確保、避難のための立退き指示その他において、各構成市と連携し、迅速かつ的確に対応する。

→第3章「風水害応急対策」第7節「水防活動計画」参照

第2 応急危険度判定

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	

1. 被災建築物応急危険度判定

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

都市整備部は、緑化センター内に応急危険度判定実施本部を設置し、調査資機材、ステッカー、調査区域の分担などの準備を行うとともに、県及び応急危険度判定協議会等の協力を得て応急危険度判定の有資格者を確保する。

なお、被害状況によっては、各分庁舎を拠点とする。

(2) 応急危険度判定の実施

判定は、被災状況を調査の上、緊急を要する地区を決定し、災害対策本部、避難施設、病院、緊急輸送路等に係る建築物を優先して行う。

判定方法は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」に基づき目視点検により行い、判定の結果は、「危険」、「要注意」又は「調査済」に区分し、建物の入口等分かりやすい場所に判定結果を色紙で表示する。なお、判定は、避難所等になっている公共建物を優先的に行う。

2. 被災宅地の危険度判定

被災した宅地の二次災害を防止し、住民の安全を図るために斜面造成宅地の危険度判定を行う。都市整備部は、県等を通じて危険度判定士の確保を要請して実施する。宅地の判定結果はステッカー等で表示する。

また、施設等に著しい被害を生じるおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

【資料編】50(10)熊谷市被災建築物応急危険度判定要綱

第3 土砂災害対策

市担当部班	本部事務局、建設部建設班、行政センター部産業建設班
関係機関	熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、大里農林振興センター、熊谷警察署

1 土砂災害対策

地震により河川、急傾斜地崩壊防止施設等が破壊、崩壊等の被害を受けた場合は、県及び各施設管理者に対し、次のような応急復旧を行うよう要請する。市関係各部は、自ら管理する施設について、県等に準じて行う。

区分	応急措置のあらまし
河川施設応急対策	堤防及び護岸の破壊等については、ひびわれ等に雨水の浸透による増破を防ぐため、亀裂箇所をビニールシート等により当該箇所を覆うなど、当面の安全措置を講ずるとともに、速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を行う。
急傾斜地崩壊防止施設等応急対策	急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を確認し、必要に応じて、立入り禁止区域の設定、住民避難の指示、亀裂箇所をビニールシート等により覆うなど当面の安全措置を講ずるとともに、施設の安全確保に努める。急傾斜地崩壊危険箇所についても、砂防ボランティア等の協力を得て、点検調査を行うとともに、県に準じて行う。
ため池応急対策	ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、河川施設応急対策に準じて、施設の安全確保に努める。

2 警戒・巡視、安全措置

→第3章「風水害応急対策計画」第8節「土砂災害その他二次災害防止計画」第2「土砂災害対策」参照

第4 危険物対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、危険物施設等管理者

1 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、毒物劇物施設等の危険物施設の管理者は、爆発、漏えいなどの二次災害防止のため、地震発生後速やかに施設の点検、応急措置を講じる。

消防部は、必要に応じて、県等と連携し、立入検査を行う。

2 避難及び立入制限等

危険物施設の管理者は、地震発生に伴い、爆発、漏えいなどによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第5 放射線災害対策

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	熊谷警察署、放射性物質利用施設等管理者

1 施設の点検、応急措置

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、大規模地震発生後速やかに施設の点検、応急措置を講じる。

2 避難及び立入制限等

放射性物質（放射性同位元素）を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに防災関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第8節 公共施設、帰宅困難者の支援対策

[方針・目標]

- 公共建築物は、避難施設、防災拠点などを優先に、点検、応急危険度判定等を実施し、可能な限り施設機能の維持を図る。
- 地震発生直後には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図り、企業や学校などでの一時的滞在などの対策を実施する。
- 帰宅困難者に対して鉄道事業者と連携して、熊谷駅等に総合案内所を設置し、飲料水・地図の配布や交通情報の提供等、可能な支援を行う。また、駅周辺の公共施設等に帰宅困難者待機場所を設置し、一時的に收容する場所を提供する。

第1 公共建築物

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建築班、各施設管理者
関係機関	所管機関

1 災害発生直後の応急措置

各施設の管理者は、大規模地震発生時は、施設利用者の安全確保と被害の軽減及び施設機能の維持を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1) 避難対策については、事前計画に基づいて万全を期する。
- (2) 地震時における混乱の防止措置を講ずる。
- (3) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- (4) 避難所になった場所は、火災予防について十分な措置を講ずる。
- (5) 收容施設は、施設入所者の人命救助を第一とする。
- (6) 施設を点検し、被災状況を、市の施設については所管部又は本部事務局を通じて、県の施設及びその他関係機関の施設については直接県担当部局に、あるいは所管部又は本部事務局を通じて報告する。

■施設の点検基準の目安

- ◇建築物の構造躯体の傾斜、損傷の有無
- ◇建築物・設備の浸水・冠水の有無
- ◇建築設備（機械設備・電気設備・ガス設備・放送設備）の機能点検
- ◇使用停止する設備（エレベーター、冷暖房、その他必要以外の電気・機械の運転）
- ◇受水槽等の貯水確認
- ◇消防用設備等の点検・確認（防火戸、火災報知設備、屋内消火設備、消火器、避難設備等）
- ◇自家発電設備、可搬式発電機の点検

2 応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の実施

建設部は、各部からの要請に基づき、市所有の建築物について、危険性の有無を確認するため、建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の防止と、建築物の地震後での当面の使用可能性について判断を行う。

なお、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士については、市職員をはじめ市内に在住在勤する有資格者をもって充てるとともに、県に対し、広く有資格者の応援確保協

力を要請する。

→第7節「水防活動、土砂災害その他二次災害防止計画」第2「応急危険度判定」参照

3 被災度区分判定調査の実施

建設部は、各施設管理者からの報告に基づき、市所有の建築物について、必要に応じ地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士団体、建設業関係団体等の協力を求め、被災度区分判定調査を実施する。

また、応急危険度判定等の結果に基づき、被災建築物に対して、適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

第2 ライフライン施設

市担当部班	建設部下水道班、水道部
関係機関	県企業局、県下水道公社、東京電力(株)、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ

1 上水道施設

水道部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査する。地震により上水道施設が被災し、機能が停止した場合は、緊急止水をした上で機能回復作業を行う。

(3) 上水道の復旧対策

被害状況を調査し、復旧計画を作成して復旧作業にあたる。復旧作業は、自己水源の取・導水施設及び浄水施設を最優先に行い、順次、浄水場から近い箇所から送水管・配水管の復旧を進める。県水の受水施設の復旧については、用水供給施設の復旧度合いにあわせるものとする。

2 下水道施設

建設部は、次の対策を行う。

(1) 応急活動体制の確立

大規模地震が発生した場合は、必要な要員を動員し、応急体制を確立する。

(2) 応急活動

被害状況を調査し、下水道機能の低下、二次災害の防止等を行う。

(3) 下水道の復旧対策

詳細な被害調査を実施し、復旧計画を作成して復旧作業にあたる。復旧作業は、処理場及び中継ポンプ場を最優先に行い、順次これらの施設に近い管路から復旧を進める。

3 電気施設

東京電力(株)熊谷支社は、地震による電気施設の被害の軽減及び被害の早期復旧を図り、電気供給の使命を果たすとともに、公衆の電気災害の防止を徹底する。

なお、電力供給の重要性を踏まえ、災害時においても原則として送電を継続するが、水害及

び火災の拡大等に伴い、円滑な防災活動に必要なため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講ずる。

(1) 非常体制の確立

非常災害が発生すると予想される場合又は非常災害が発生した場合は、必要な人員を動員し、非常体制を確立する。

(2) 応急復旧対策

非常災害が発生した場合は、関係機関から情報収集を行うとともに電力設備の被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策をたてる。

(3) 復旧順位

災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公署及び民心の安定に寄与する重要施設等を原則的に優先する等各設備の災害状況及び被害復旧の難易度を勘案し供給上復旧効果の最も大きいものから行う。

(4) 情報連絡

非常災害時における電力設備の被害状況等の情報連絡を関係機関に行うとともに、復旧状況の通報及び報告を行う。

4 ガス施設

東京ガス株は、「災害対策規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 大規模地震発生直後の活動

- ア 職員の参集
- イ 情報の収集伝達
- ウ 応急復旧用資機材の確保

(2) 復旧作業過程の活動

- ア 復旧計画の策定
- イ 復旧要員の確保
- ウ 代替エネルギーの供給
- エ 災害広報
- オ 他機関との協力

5 電気通信設備

東日本電信電話株は、震災時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のため、応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備に速やかな復旧に向け、必要な復旧体制の整備と復旧対策を迅速、円滑に行うため復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保を図る。

(1) 災害時の活動体制

災害が発生した場合は、非常態勢を発令し対処する。この場合、市町村及び各防災機関と密接な連携を保ち相互協力を努める。

(2) 設備、資機材の点検及び出動準備

災害の発生とともに、設備、資機材の点検等を行う。

(3) 応急措置

電気通信設備に被害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急措置をとる。この場合、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じて、電気通信事業法に定められた復旧順位に従って実施する。

なお、市指定避難所に特設公衆電話を設置し、被災者の通信連絡の便宜を図る。

(4) 広報

災害が発生し、通信途絶若しくは利用の制限を行ったときは、利用制限の措置状況及び被災した設備の復旧状況をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により地域の住民に周知する。

第3 交通施設の応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、鉄道事業者

1 鉄道施設の応急対策

(1) 東日本旅客鉄道(株) (高崎支社)

東日本旅客鉄道(株)高崎支社は、地震によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命及び財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関と緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図る。地震時の応急対策はおおむね以下のとおりとなっている。

ア 地震災害対策本部の設置

地震被害の状況を早期に把握し、人命救助、災害応急対策及び迅速な復旧を図るため、地震災害対策本部を設置し、これに対処する。

イ 運転規制

地震が発生した場合の運転取扱いは、次のとおりである。

■運転中止又は速度規制を行う場合

◇12 カイン以上の場合、列車の運転を中止し、全線の点検後安全を確認した区間から運転中止を解除する。
◇6 カイン以上 12 カイン未満の場合は、25 km/h 以下の徐行運転を行い、施設の点検後安全を確認した区間から速度規制を解除する。
◇6 カイン未満の場合は、特に運転規制は行わない。
※ カインは、速度の単位。1 カイン= 1 c m/秒

列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。

■運転中止時の運転方法

◇迂回又は折返運転	◇バス代行又は徒歩連絡
◇臨時列車の特発	

■大地震（震度6弱以上）発生時の対応

◇本社、高崎支社、各地区指導センター及び各駅、箇所に対策本部を直ちに設置する。
◇各地区指導センター（県内では大宮、浦和）は、情報拠点となり、地区内各駅、箇所の被災状況、救助を必要とする状況及び非常参集社員の状況等を収集して、本社及び高崎支社対策本部へ報告する。

◇本社対策本部は、収集した情報から救助計画を策定し、救助を必要とする駅、箇所
に救助要員を派遣する。

(2) 秩父鉄道株

秩父鉄道株は、地震発生の場合は、防災規程並びに運転事故復旧対策規程に則り、円滑な処置を講ずるとともに、速やかに災害の復旧にあたる。地震時の応急対策はおおむね以下のとおりとなっている。

ア 通信連絡態勢

運転指令所と各駅は、指令電話により連絡する。各駅長は各列車の乗務員に連絡する。災害発生の場合は、事故速報の伝達経路に従い関係者に速報する。

イ 列車運転態勢

運転指令所は、強い地震を感知した場合、全列車の運転休止を指令する。また、波久礼駅構内に設置してある地震計が動作した旨の連絡を受けたときは、震度階により以下の取扱いをする。

■運転中止又は速度規制を行う場合

- ◇震度5強以上の場合は、施設係員の点検が終了するまで全線運転休止とする。
- ◇震度5弱及び震度4の場合は一旦停止後、運転士に見通し範囲の異常の有無を確認し、異常がない場合は25 km/h 以下での規制運転を指示する。ただし、震度ごとに別に指定する区間は施設係員が点検を行い、異常のないことを確かめるまで列車を進入させない。

ウ 応急復旧態勢

防災規程並びに運転事故復旧対策規程に基づき情報を的確に把握し、復旧作業及び救護活動の迅速化を図る。対策本部及び現業の動員数は災害の程度に応じて想定した人員配置の基準による。

2 道路施設の応急対策

建設部は、市域内の道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告し、緊急度、被害状況に応じた応急復旧並びに障害物の除去を行い、交通の確保に努める。通行が危険な路線、区間については所轄警察署長に通報するとともに、交通止め等の措置を講じ、迂回路の指示を含めた道路標識、保安施設に万全を期する。

また、道路占用施設に被害が発生した場合は、当該施設管理者に通報する。

→第20節「輸送計画」第2「緊急輸送計画」並びに第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」参照

第4 その他公共施設等

市担当部班	産業振興部、市民部医療班、福祉部、行政センター部福祉班・産業班、所管各部
関係機関	各機関

1 不特定多数の人が利用する公共施設

各施設管理者は、所管施設の被災状況を調査し、施設利用者等の安全確保を図るため、避難誘導措置を行うとともに、二次災害の防止等の応急措置を行う。また、施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

なお、避難者を受け入れる必要があるとき、又は受け入れたときは、直ちに市本部事務局又は行政センター部に報告する。

2 畜産施設等

産業振興部は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を熊谷家畜保健衛生所に報告し、防疫対策、飼料対策に万全を期する。

3 医療救護活動施設

市民部は、地震が発生した場合、市内の医療救護活動施設において、以下の措置がとられたことを速やかに把握するよう努める。

■医療救護活動施設がとるべき初動措置

- ◇施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- ◇施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期する。
- ◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうか把握し、その状況を市に報告する。

4 社会福祉施設

福祉部は、地震が発生した場合、市内の社会福祉施設において、以下の措置がとられたことを速やかに把握するよう努める。

■社会福祉施設がとるべき初動措置

- ◇被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- ◇施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ◇施設独自の復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- ◇被害が軽易又は被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者の安全を確保する
- ◇地域防災計画に基づき所定の任務を果たすことが可能かどうか把握し、その状況を市に報告する。

第5 帰宅困難者支援策

市担当部班	総合政策部広報広聴班、市民部市民班
関係機関	熊谷警察署、東日本旅客鉄道(株)、秩父鉄道(株)、熊谷商工会議所、電気通信事業者

1 帰宅困難者への情報提供

市民部、総合政策部は、鉄道事業者と連携して、熊谷駅、籠原駅又は駅連絡所内に総合案内所を設置して、帰宅困難者にとって必要な交通情報、帰宅に当たっての注意情報や市内の被害状況の情報、帰宅困難者待機場所の案内等を行う。

2 帰宅活動への支援

市民部、総合政策部は、帰宅行動を支援するために、総合案内所で飲料水・食料・地図の配布などを可能な限り行う。また、駅周辺の公共施設等に帰宅困難者待機場所を設置し、一時的

に収容する。そのため、駅から帰宅困難者待機場所まで安全に誘導できるよう熊谷警察署の協力を得る。

3 新幹線が停止した場合の対応

市は、地震の発生により市内及び近隣で新幹線が停止し、JR東日本から乗客が避難するための受入要請があったときは、帰宅が可能となるまで帰宅困難者待機場所で受け入れる。

4 帰宅困難者対策意見交換会の開催

市、鉄道事業者、熊谷警察署等は、平常時から災害に関する意見交換会を開催し、災害に迅速な対応ができるよう連絡体制を構築する。

5 企業・学校等における帰宅困難者対策

(1) 企業等における帰宅困難者対策

企業等は、発災時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員と同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

(2) 学校等における帰宅困難者対策

学校等は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

■待機場所の設置予定箇所

◇熊谷会館

◇文化会館

◇文化創造館

※その他、災害規模により補助避難所のうちから待機場所を設置する。

【資料編】3 交通の状況

第9節 消防活動計画

〔方針・目標〕

- 住民、自主防災組織、事業所などによる初期消火、出火防止等の初期対応を基本とする。
- 同時多発火災、延焼火災の発生が予想され、熊谷市の消防力では対応できない場合は、県内消防本部、緊急消防援助隊などに速やかに応援を要請し、被害の拡大を最小限に抑制できるよう調整を図る。

第1 消防活動

市担当部班	消防部
関係機関	熊谷市消防団、自主防災組織

1 消防本部及び消防団消防活動上の基本方針

消防部及び消防団は、大規模地震発生を覚知した場合は、次のとおり消防活動を安全かつ効果的に行う。

(1) 消防本部

ア 情報収集・伝達及び応援隊の受入

① 災害状況の把握

119番通報、駆け付け通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の全体像を把握し、初動体制を整える。

② 状況把握の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう対処する。

③ 応援隊の受入及びその準備

熊谷市消防本部受援計画に基づき対応する。

イ 同時多発火災への対応

① 避難地及び避難路確保優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

② 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

③ 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

④ 市街地火災消防活動優先の原則

大規模工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とする。

⑤ 重要な消防対象物優先の原則

重要な消防対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要な消防対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

ウ 火災現場活動の原則

① 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動を行う。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、攻勢的現場活動により火災を鎮

圧する。

- ③ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

エ 救急救助

要救助者の救出救助と負傷者に対して応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(2) 消防団

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉止、電気のブレーカ遮断等）を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を、単独若しくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

ウ 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所に搬送する。

エ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

オ 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

カ 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域の案内等を消防本部と協力して行う。

2 住民・自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。

3 事業所の活動

事業所は、火災が発生した場合、**延焼**防止措置及び初期消火活動を行う。また、火災の拡大、爆発等が発生するおそれのあるときは、次の措置をとる。

■事業所の消火活動等

- ◇警察、消防署等最寄りの防災機関への通報
- ◇自衛消防隊等による初期消火、延焼防止活動
- ◇必要に応じて従業員、顧客等の避難
- ◇周辺地域の住民等に対する必要な情報の伝達
- ◇立入り禁止措置等の実施

【資料編】17 消防出動区分表

18 消防車両一覧

20 消防水利状況

第2 他の消防機関に対する応援要請

市担当部班	消防部
-------	-----

関係機関	
------	--

1 消防相互応援

本部長又は消防長は、災害が発生した場合、次の消防相互応援協定に基づき協定締結先の消防機関に応援を要請する。

■消防相互応援協定

協定名	協定締結先
埼玉県下消防相互応援協定	埼玉県内全消防本部
熊谷市・深谷市消防相互応援協定	深谷市
熊谷市・行田市消防相互応援協定	行田市
熊谷市・鴻巣市消防相互応援協定	鴻巣市
熊谷市・太田市消防相互応援協定	太田市
熊谷市・埼玉県央事務組合消防相互応援協定	埼玉県央事務組合
熊谷市・比企広域市町村圏組合消防相互応援協定	比企広域市町村圏組合

2 緊急消防援助隊

(1) 緊急消防援助隊の応援要請

本部長は、県内外の消防相互応援協定による消防力では災害に対応できない規模の災害又は特殊な災害が発生した場合は、県知事に消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。

なお、緊急消防援助隊の応援要請に際し、県知事と連絡が取れない場合には、直接消防庁長官に要請する。この場合、事後速やかに県知事に連絡する。

■応援要請時に明らかにすべき事項

- ◇火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由災害種別及びその状況
- ◇応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- ◇応援要請を行う消防隊の種別と人員
- ◇市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）
- ◇応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 緊急消防援助隊調整本部の設置等

緊急消防援助隊の応援要請を行った場合には、市長又はその委任を受けた者（指揮者）を本部長とし、以下を構成員とする緊急消防援助隊調整本部を設置する。

ただし、被災市町村が二つ以上ある場合は、県知事又はその委任を受けた者を本部長とする緊急消防援助隊調整本部を設置することとなっている。

■緊急消防援助隊調整本部の構成員

- ◇市長又はその委任を受けた者（指揮者）
- ◇消防庁派遣職員
- ◇県派遣職員
- ◇指揮支援部隊長及び埼玉県代表消防機関派遣職員

(3) 緊急消防援助隊調整本部の役割

緊急消防援助隊調整本部においては、緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう次の体制の確保を図る。

■受け入れ体制の準備

- ◇応援消防隊の誘導方法
- ◇応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
- ◇活動拠点の確保（集結及びヘリコプター離着陸場予定場所）
- ◇情報提供
- ◇通信運用
- ◇補給体制

なお、市域内にある県熊谷防災基地（熊谷スポーツ文化公園内）は、県内に緊急消防援助隊の出動要請が行われた場合の「夜間離着陸場」の一つに指定されている。

→第2章「災害予防計画」第11節「災害に備えた体制整備」第1「防災活動拠点の整備及び緊急輸送ネットワークの整備」参照

【資料編】49 消防応援協定

【様式編】11 緊急消防援助隊応援要請連絡票

第10節 災害警備計画

[方針・目標]

- 交通規制、緊急交通路の確保、救助活動、地域の防犯等において、警察と連携をとる。
- 地震発生当日から被災地域や避難所におけるパトロール体制を確立し、安全に留意して巡回パトロールを行う。

第1 警備措置

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷警察署

市は、地震が発生した場合、県、国、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携して次の活動を行う。

また、警備活動中に発見した遺体の検視や各種犯罪の予防検挙等、警察で行うことが適当と思われる活動については、熊谷警察署に依頼するとともに、市は、必要に応じてその支援を行う。

■大規模地震発生直後における警備活動

- ◇情報の収集
- ◇被害の実態の把握
- ◇被災地域居住者等の避難所への避難誘導
- ◇危険にさらされている者及び負傷者の救出、救助
- ◇交通の混乱防止のための交通規制措置並びに避難誘導路、緊急交通路の確保
- ◇行方不明者の搜索
- ◇被災地及び避難所の警戒
- ◇食料倉庫、救助物資集積所等の警戒
- ◇防災関係機関との連絡協調
- ◇その他災害警備に必要な活動

第2 防犯対策への協力

市担当部班	市民部市民班
関係機関	熊谷市消防団

市民部は、避難所における窃盗等の犯罪を防止するため、避難所担当職員、避難所自治組織等と協力して、避難者への注意喚起、不審者の通報等の周知に努める。

また、消防団は、被災地における犯罪の防止を図るため、警察署に協力して、地域の巡回パトロールを行う。

第11節 交通対策計画

[方針・目標]

- 地震発生直後から警察、道路管理者と連絡をとり、緊急車両が通行可能な道路を把握する。

第1 交通応急対策

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市建設業協会

1 道路被害状況の調査及び通報

建設部は、以下のとおり県土整備事務所、警察署等関係各機関と連携し、被災情報及び交通情報の収集・調査を行い、県に報告する。

なお、県は、各道路管理者や警察から報告を受けた緊急輸送道路の被害を中心に道路の被害状況等の情報をとりまとめ、各関係機関へ伝達する。

道路被害状況の把握方法等	実施機関
所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査する。	県土整備事務所
行政区域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。	市（建設部）
所管の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、パトロールカーによる巡視を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報を相互に連絡をとり合う。	大宮国道事務所、関東地方整備局、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)
現場の警察官からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、緊急交通路（緊急輸送路）の被害の状況を迅速に把握し、県（県土整備部）に報告する。	警察署、県警察本部
協会に加盟している建設事業者は、各道路管理者が行う緊急輸送道路被害状況調査の支援を行う。 市内建設業者は、これに準じて市に協力する。	(社)埼玉県建設業協会、熊谷市建設業協会等

2 道路交通確保のための応急措置

建設部は、以下のとおり県土整備事務所、大宮国道事務所等関係各機関と連携し、緊急輸送道路指定路線を最優先に、応急復旧作業を行う。

■作業順位の決定

- ◇あらかじめ指定された緊急輸送道路の被害状況を基に、緊急性を考慮し、県（危機管理防災部）及び警察本部・警察署と調整の上、応急復旧順位を決定する。
- ◇効率的な応急復旧のために、警察本部・警察署及び(社)埼玉県建設業協会等と次の事項について、事前協議を行う。
 - ・復旧区間
 - ・復旧車線数
 - ・復旧作業の相互応援
 - ・協力建設会社との連携

3 応急復旧状況等の広報

県は、テレビ・ラジオを通じて、交通規制の状況等を広報するとともに、効率的な緊急輸送を行うために、応急復旧、交通規制、交通量などの状況を情報収集し、緊急交通路（緊急輸送道路）に関する情報伝達窓口を設置し、緊急輸送を実施している主体からの問い合わせ等に対して、的確な情報伝達を行うこととなっている。

建設部は、総合政策部等の協力を得て、県に準じた情報提供を行うよう努める。

【資料編】2 市道及び橋梁の状況

35 埼玉県建設業協会大里支部会員一覧（市内業者）

第2 交通規制措置

市担当部班	建設部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署

1 大地震発生後の交通規制措置

緊急輸送車両等の通行する道路（以下「緊急交通路」という。）を確保するため、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び警察署においては、主要幹線道路の陥没、橋の落下、その他の交通の障害状況等を的確に把握し、以下の交通規制を行うこととなっている。

(1) 交通規制の内容

ア 第1次交通規制（現場警察官による交通規制）

緊急交通路を確保するため、直ちに次の交通規制等の措置を行う。

■第1次交通規制

地域	規制内容
国道16号以南 （旧16号線）	指定するインターチェンジ又は交差点に急行し、別命あるまで、通行車両の道路外への排除及び車両の通行禁止（緊急通行車両を除く。以下同じ。）並びに迂回道路確保指定のための交通監視措置を講ずるものとする。なお、通信途絶の場合でも現場の警察官は、命令を待つことなく、これら所要の措置を講ずるものとする。 避難等に際して車を使用しないよう車載用マイク等により、強く県民に呼びかけ全方向の車両の通行抑制と自粛措置を講ずるものとする。
国道16号以北	指定するインターチェンジ及び交差点に急行し、都内方面に向かう車両の通行規制措置を講ずるものとする。
都県境	次に掲げる都県境において。原則として都内方面へ向かう車両の通行規制を講ずるものとする。なお、県内の被災状況に照らし、全面通行禁止が必要と認められる場合には、全面通行禁止措置を講ずるものとする。 ◇谷塚陸橋（国道4号草加バイパス） ◇新荒川大橋（国道122号） ◇戸田橋（国道17号） ◇東埼玉橋（国道254号） ◇笹目橋（国道17号新大宮バイパス）

イ 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

第1次交通規制実施後、県警備本部長の命により、交通規制の範囲の変更、特定緊急交通路の指定を行う。

ウ 迂回路の指定

第1次交通規制時は、国道16号を、第2次交通規制時は、被災状況に応じて、国道463号及び県道越谷野田線、国道298号、県地域防災計画に定める緊急輸送道路の中から、それぞれ迂回路を指定する。

エ 道路管理者が行う交通規制

→第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」参照

(2) 広域交通規制に関する通報連絡

交通規制を実施した場合、県警察本部は、警察庁、管区警察局、関係都道府県警察に対し、規制の内容、路線名、区間、期間、理由等を連絡・通報する。解除の場合も同様とする。

市は、県又は警察署から交通規制に関する通報連絡を受けた場合は、市の有するあらゆる広報媒体を通じて、市民等に対し、その旨周知徹底するよう速やかに広報活動を行う。

2 直下型地震に対応する交通規制措置

直下型地震（被害地域が局地的な地震）が発生した場合の交通規制は、県警察本部が次のとおり行うこととなっている。

(1) 第1次交通規制（現場警察官が行う交通規制）

大地震発生と同時に震源地域を管轄する警察署及びその周辺警察署（以下「指定署」という。）並びに高速道路交通警察隊（以下「高速隊」という。）の警察官は、震源地を中心としておおむね5キロメートル以内の地域（以下「指定地域」という。）において、直ちに全方向の車両の通行抑制と自粛措置を講ずるものとする。

(2) 第2次交通規制（県警備本部長の命による交通規制）

第1次交通規制実施後、指定署長及び高速隊長は、県警備本部長の命により、次の交通規制を実施する。

ア 指定署にあっては、指定地域内の県地域防災計画に定める緊急交通路において、原則として全方向の車両の通行禁止措置（緊急通行車両を除く。以下同じ。）を講ずるものとする。

また、それぞれの警察署で定める交通検問所において、指定地域方面へ向かう車両の通行禁止措置を講ずるものとする。

イ 高速隊にあっては、関係する高速自動車道及び首都高速道路の各インターチェンジ（ランプを含む。）等から指定地域方面へ向かう車両の通行禁止措置を講ずるものとする。

(3) 特定緊急交通路の指定

県警備本部長は、被災状況等により、県地域防災計画に定める緊急交通路の中から特定緊急交通路を指定するものとする。

(4) 交通検問所の設置

県警備本部長は、被災状況等により、交通検問所を、あらかじめ指定された以外にも指定するものとする。

(5) その他の交通規制

県警備本部長は、被災状況等に応じ、指定署以外の高速隊・警察署に対し、関係する高速道路及び首都高速道路の各インターチェンジ（ランプを含む。）、料金所、サービスエリア及びパーキングエリアから指定地域方面に向かう交通総量削減措置（高速隊）、管内の主要幹線（一般国道・主要地方道・県道）において、指定地域方面に向かう交通総量削減措置及び応援協力体制の確立（警察署）を講ずるよう指示する。

第3 緊急通行車両の確認等

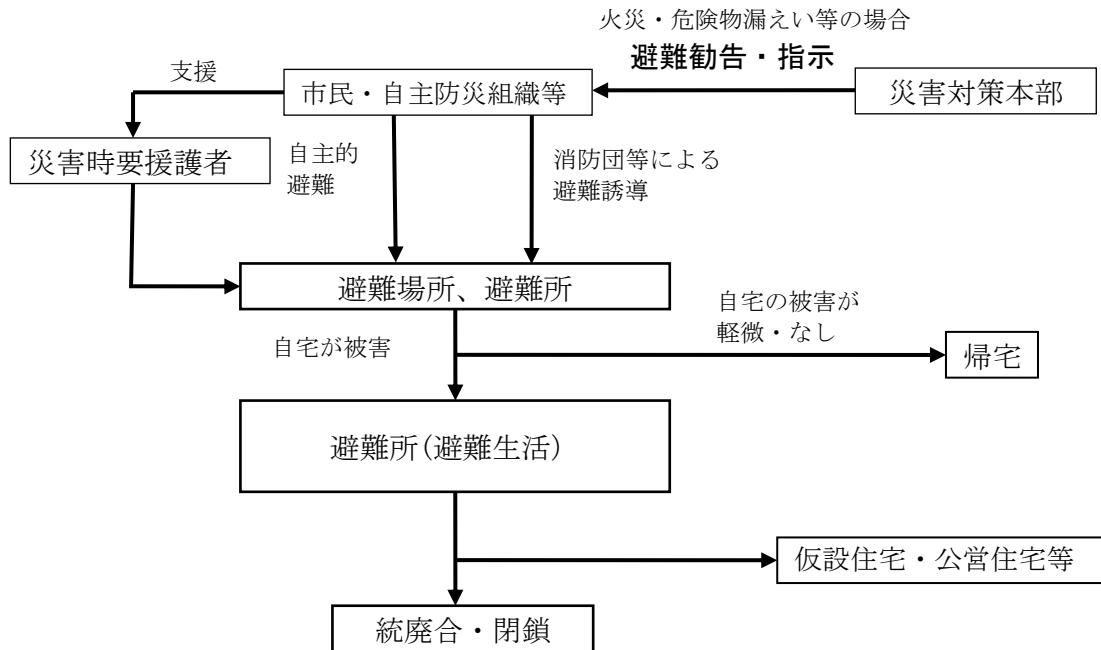
市担当部班	総務部庶務職員班
関係機関	熊谷警察署

→第3章「風水害応急対策計画」第11節「交通対策計画」第3「緊急通行車両の確認等」参照

第12節 避難計画

[方針・目標]

- 地震発生時には、避難所に指定されている施設の管理者（教職員等）と市職員が連携して、避難者の受け入れを行う。
- 避難所の運営は、自主防災組織を中心とした避難所自治組織による自治を原則とし、市職員や施設管理者が支援する。
- 避難所では、災害時要援護者専用のスペースの設置、社会福祉施設等に福祉避難所を開設し収容するなど災害時要援護者の負担軽減に配慮する。



■ 避難勧告・指示から避難所開設・閉鎖までの流れ

第1 避難活動

市担当部班	本部事務局、総合政策部広聴広報班、福祉部、行政センター一部福祉班（市民福祉班）、教育部
関係機関	利根川上流河川事務所、荒川上流河川事務所、熊谷地方气象台、熊谷県土整備事務所、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織

1 避難の勧告・指示

(1) 避難の勧告・指示の発令

避難勧告・指示等は、次を基準として実施する。

- ◇延焼火災拡大により、住民の生命に危険が認められるとき。
- ◇危険物の漏えい・爆発等の二次災害等による危険が差し迫っているとき。
- ◇有毒ガス等の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき。
- ◇がけ崩れ等が発生し、又はそのおそれがあり、付近住民に生命の危険が認められるとき。
- ◇洪水及び土砂災害の警戒避難基準に達し、河川管理者や砂防関係機関の助言等を考慮して

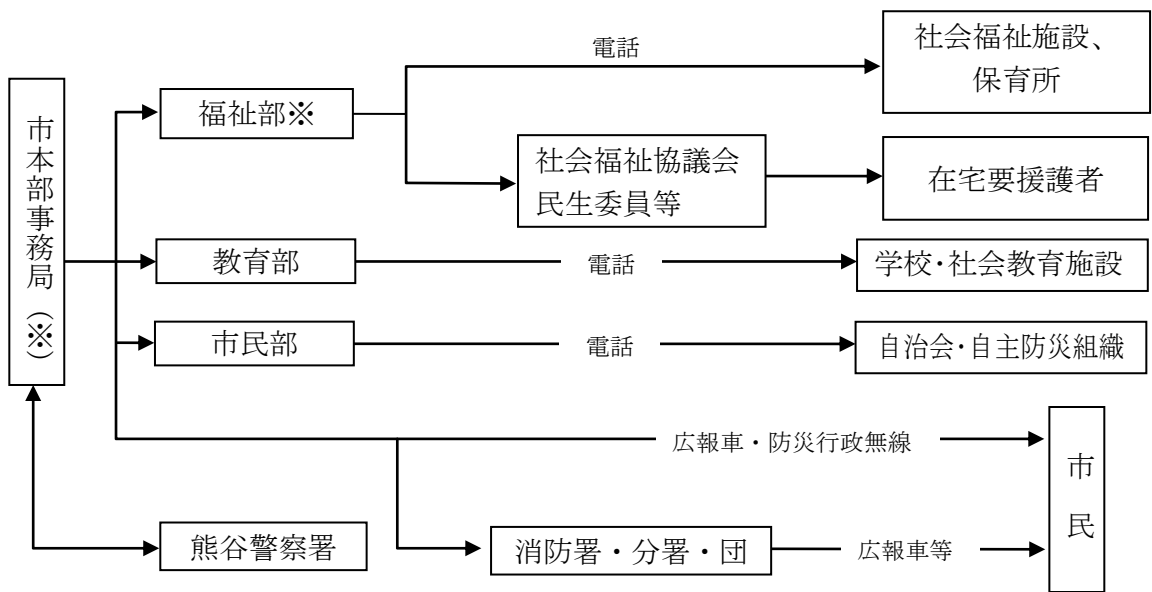
必要と認められるとき。
 ※過去の大规模地震発生後の気象庁の対応を見ると、平常時の基準雨量の2～5割程度を暫定的な基準雨量として、運用している。
 ◇その他災害の状況により、本部長（市長）が必要と認めるとき。

(2) 避難の勧告・指示等の伝達

避難の勧告・指示等の伝達は、次の経路のとおりとする。

本部長は、関係各対策部及び関係機関に避難の勧告・指示等の広報を要請する。

また、知事に対し、避難勧告（指示）の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口等を速やかに報告する。



※各行政センター部（該当課）経由を含む。

■避難勧告・指示等の伝達経路

■避難時の伝達事項例

- ◇避難の理由
 - ◇避難先
 - ◇避難時の服装、携行品等
 - ◇避難準備情報、避難勧告・指示の対象区域
 - ◇避難経路
 - ◇避難行動における注意事項
- ※市長は、災害時要援護者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえそれぞれの必要に応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行う。
- ※市長は、避難勧告・指示等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう努める。

(3) 解除

本部長は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

■避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	◇災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災対法第60条
知事	◇災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災対法第60条
警察官	◇市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき。	警察官職務執行法第4条
	◇市長から要求があったとき。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合、その場に警察官がいな	自衛隊法第94条
知事又は知事の命を受けた県職員	◇洪水により著しい危険が切迫している	水防法第29条
	◇地すべりにより著しい危険が切迫している	地すべり等防止法第25条
水防管理者	◇洪水により著しい危険が切迫している	水防法第29条

2 警戒区域の設定

本部長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するため必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りの制限、禁止、退去を命ずる。

■警戒区域の設定権者及び要件・内容

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	◇災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災対法第63条
知事	◇災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。	災対法第73条
消防長又は消防署長	◇ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
消防吏員又は消防団員	◇火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	◇水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第14条
警察官	次の場合、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。 ◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。	災対法第63条
	◇消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき。	消防法第23条の2
	◇消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき。	消防法第28条
	◇消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき。	水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	◇市長若しくは市長の委任を受けた市職員及び警察官が現場にいないとき、上記に記載する市長等の職権を行うことができる。	災対法第63条

3 避難誘導

(1) 避難の誘導者

避難の誘導は、消防職員、消防団員、警察官が行う。自主防災組織は、これらの機関に協力する。

(2) 避難誘導

避難の誘導は、道路、橋梁等の状況から安全な経路を選び誘導する。特に、危険箇所には人員を配置する。避難は、原則として、避難者による自力避難とする。避難にあたっては、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者等の災害時要援護者を優先させる。

ただし、自力及び家族等の支援による避難が困難な避難者は、総務部が準備した車両で避難させる。

なお、市民に対しては、避難に自家用車を使用しないよう周知広報に努める。

消防団員、自主防災組織は、自身の安全を確保し誘導にあたるものとする。

【様式編】14 避難勧告書

15 避難指示書

16 避難勧告等発令について

第2 避難所の開設・運営

市担当部班	市民部、福祉部、産業振興部、行政センター一部福祉班(市民福祉班)、教育部
関係機関	自主防災組織

1 避難所開設

(1) 避難所の開設

本部長は、災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

教育部は、避難所を開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員（避難所担当職

員)を派遣する。また、福祉部は、避難生活が長期化し、災害時要援護者を対象とする福祉避難所を開設する場合、開設する施設の管理者に連絡し、開設準備のため職員(避難所担当職員)を派遣する。避難所担当職員は、施設の管理者等と協力して避難者受け入れの準備を行う。ただし、教育部・福祉部が開設しない場合であっても、住民の安全確保のため、避難所への収容が必要と認められる場合は、施設管理者等が開設することができる。また、勤務時間外は、状況に応じて避難所担当職員が施設に直行して行う。

なお、建物の倒壊等の危険性がある場合は、市本部に応急危険度判定を要請する。

(2) 避難者の受け入れ

避難所担当職員は施設管理者等と協力して、避難スペースへの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、教育部は、避難者の概数を把握し、取りまとめの上、本部事務局に報告する。

本部長は、市域の避難所では収容力が不足する場合は、市域外での避難所の確保を県に対し協力を要請する。

担当職員のほか、施設所管課、物資調達、ボランティア担当などとの連携が必要であり、相互に連絡を取り合うものとする。

2 避難所の運営

家屋の被災又は災害危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、以下のような避難所の運営を行う。

(1) 避難所自主運営体制の確保

住民組織を中心とした避難所自治組織を立ち上げ、避難者、避難所担当職員及びボランティアによる運営を行う。なお、女性の視点を取り入れた避難所運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。避難所担当職員は、住民組織のリーダーが中心となって避難所自治組織を結成するように、組織やルールづくり等を支援する。また、避難所運営における相談や災害対策本部との調整等を行う。

■避難所の運営(役割分担)

避難所担当職員	◇市災害対策本部との連絡	◇施設管理者との調整	◇避難者への広報
	◇運営に関する相談対応	◇避難所運営記録の作成	
避難所自治組織	◇運営方針の決定	◇生活ルールの決定	◇食料・物資の配布
	◇清掃	◇避難者への情報伝達	◇要望のとりまとめ
ボランティア	◇生活支援		

(2) 避難所事務室の開設

避難所担当職員は、避難所に避難所事務室を開設、通信手段の確保を図り、運営の拠点とする。

(3) 他都道府県からの避難者の受入れ

大規模災害時において、他都道府県知事から県を通じて避難者の受入れ要請があった場合は、避難所を確保するものとする。

(ア) 避難所の開設にあたっては、市内の公共施設の中から避難者数等を考慮しながら選定する。

(イ) 避難所として選定された施設管理者等は、必要時に当該施設が迅速・円滑に避難所として開設できるよう維持・管理に努めるものとする。

(4) 避難者名簿、避難所運営記録の作成

避難所担当職員は、避難所自治組織の協力を得て、避難者の名簿を作成し、避難者の把握を行う。

また、避難所の運営状況について、避難所の運営を記録し、毎日、災害対策本部へ報告する。病人の発生等、特別な事情のあるときは、必要に応じて報告する。

避難所からの退去者、毎日の出入りを記録する。

(5) 避難所内広報

避難者への広報は、掲示板への掲示、館内放送によって行う。また、災害時要援護者に考慮し避難所自治組織を通じて広報紙、チラシ等の配布、口頭による伝達をするように配慮する。

(6) 避難所内防犯対策

避難所では外来者は受付記録をとり、防犯に注意する。必要に応じて警察官の派遣を要請する。

(7) 通信手段の確保

避難所の開設や運営状況を把握するため通信連絡手段の確保に努める。

3 避難所設備の整備

(1) スペースの配置

避難所担当職員は、施設管理者等と協力して避難所のスペースを配置する。

■スペース例

◇生活スペース	◇休憩スペース	◇更衣スペース
◇洗面・洗濯スペース	◇救護所スペース	◇物資保管スペース
◇配膳・配給スペース	◇駐車スペース	

(2) 設備・備品の設置

避難生活に必要な設備・備品を設置する。特に、季節の特性や災害時要援護者、男女のニーズの違い及びプライバシーの確保に配慮する。

不足の設備、備品は産業振興部が確保する。

■避難所の設備例

◇暖房器具	◇冷房器具	◇扇風機	◇仮設トイレ	◇公衆電話
◇給湯設備	◇掲示板	◇間仕切り	◇食器、調理器具	◇清掃用具

4 避難者への支援

(1) 食料・物資の供給

教育部は、避難者名簿から必要数を把握し、産業振興部及び各行政センター部に供給を要請する。食料は、アレルギー等に配慮する。避難者への配布は、避難所自治組織が実施する。

(2) 衛生管理

避難所担当職員は、避難所自治組織、保健師、ボランティア等と協力して、避難所の衛生対策を行い居住環境の保持や避難者の健康管理に努める。

■衛生対策例

◇ゴミ箱、清掃用具の設置	◇ゴミ置き場等の清掃・消毒	◇食料の管理
◇炊事場等の清掃	◇手洗い、うがいの励行	
◇健康診断、巡回医療の実施	◇トイレ、洗面所の清掃・消毒	

(3) 入浴対策

市民部は、自衛隊の入浴支援及びホテル、公衆浴場等の入浴施設等確保により被災者に対し入浴サービスを提供する。

(4) 相談所の開設

市民部及び行政センター部は、避難所担当職員と連携して、避難所に相談所を設置し、被災者対策の各種申し込み、関係機関の支援策等の受け付け窓口とする。

5 災害時要援護者や女性への避難所対策

避難所担当職員は、災害時要援護者や女性に配慮し、災害時要援護者専用スペース、間仕切り、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所を適切な場所に設置するなど避難所生活に配慮する。

市は、女性の相談員などを配置若しくは巡回させ、女性や災害時要援護者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては、男女共同参画を推進している民間団体に協力を要請する。

避難生活が長期化し福祉避難所が開設されたときは、福祉部が行う要援護者の状況や支援の必要性などの調査、福祉避難所への移送などに協力する。

6 避難所生活長期化への対応

避難所生活が長期化した場合には、避難者の健康面での配慮が必要となる。

その場合に、県営住宅や市営住宅及び一般住宅への入居に関する住宅支援を積極的に実施する。

7 避難所管理・運営マニュアルの設置の作成

災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営を図るため県が策定した「避難所の運営に関する指針」に基づき、住民、施設管理者、その他関係機関とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

【資料編】 42 避難地一覧

43 避難所一覧

44 福祉避難所一覧

【様式編】 17 避難所開設状況報告書

18 避難所状況報告書

19 避難状況一覧

20 避難者カード

21 避難所物品受払簿

22 職員避難所勤務状況

23 避難所日誌

第13節 救急救助・医療救護計画

〔方針・目標〕

- 倒壊家屋からの救出は、生存率を考慮し **7 2時間** 以内に完了することを目標に活動する。
- 被災者の医療は、市内の 12 病院、5 透析医療機関、**6** 産科診療所を中心に、地域の医師が協力して行う体制とする。
- 地震発生直後に市内 30 小学校に救護所を設置し、傷病者のトリアージ、応急手当等の初期対応にあたる。その後、各保健センター、母子健康センターの 5 救護所に対応する。
- 被災者への健康対策として、保健師を中心に結成したチームをベースに、避難所・在宅の被災者の健康状況の把握と対処を行う。特に、精神のケア、高齢者のインフルエンザ、エコノミークラス症候群の予防に留意する。人工透析患者には、透析可能な病院の紹介、搬送を行う。

第1 救助・救急活動

市担当部班	市民部市民班、行政センター部、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市建設業協会、自主防災組織

1 救助活動

(1) 行方不明者情報の収集

市民部は、災害により要救助者、行方不明者が発生した場合は、消防部その他関係機関等と相互に連携し、氏名、性別、年齢、災害発生場所、遭難場所、身体的特徴、衣服等の情報を把握する。

(2) 救助活動

消防部は消防団と協力して、行方不明者情報、家屋の倒壊現場等の状況をもとに、行方不明者の生理め等を検索する。また、救助隊の編成、救助資機材等の活用により **生存者** を救出する。

あわせて、警察署、隣接消防機関等の応援を要請するとともに、**埼玉県下相互応援協定に基づき** 出動の要請、自衛隊の災害派遣要請など、県知事に依頼する。

また、車両、特殊機械器具、重機等が必要な場合は、県の協力又は熊谷市建設業協会等に出動を要請する。

(3) 住民・自主防災組織・事業所の救助活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、救助隊に対し情報提供するとともに、二次災害の発生に十分注意しながら連携し、地域及び事業所内の被害状況を調査し、行方不明者の確認を行う。

また、建物や崩壊土砂等の下敷きとなっている者がいるときは、可能な限り協力して救助を行う。

2 救急活動

消防部は、救助現場から救護所又は**医療機関等**まで、救急車等で傷病者を搬送する。傷病者が多数発生した場合は、警察その他の機関、住民等に搬送を要請する。

市内の搬送先病院で収容できない規模の多数の傷病者が発生していることが明らかな場合は、市外後方医療機関指定病院へ救急車で搬送する。

また、道路の被害等で救急車による搬送ができない場合は、県を通じてヘリコプターの出動を要請する。

第2 医療救護等

市担当部班	市民部医療班
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会、熊谷薬剤師会、埼玉県看護協会

1 応急医療救護活動

(1) 救護所の設置

市民部は、傷病者が発生した場合は、小学校に救護所を設置して学区内の医師による初期対応を行う。その後、各保健センター・母子健康センターを救護所とする。

■救護所設置予定場所（小学校）

初期対応	熊谷地区	熊谷東、熊谷西、熊谷南、石原、桜木
	東部地区	成田、佐谷田、久下、星宮
	西部地区	大麻生、玉井、別府、三尻、籠原、新堀
	中部地区	大幡、中条、奈良
	吉岡地区	吉岡
	大里地区	市田、吉見
	妻沼地区	妻沼、男沼、太田、長井、秦、小島、妻沼南
	江南地区	江南南、江南北
長期化対応	各保健センター、母子健康センター	

(2) 救護班の編成

市民部は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会に救護班の編成及び救護所への派遣を要請する。災害の規模、状況によっては、近隣の病院その他の応援を要請する。

また、広域的な応援が必要な場合は、県に支援要請を行う。

(3) 救護所における活動

救護所では次の活動を行う。

■救護所での活動

- ◇負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）
- ◇後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ◇負傷者の応急処置
- ◇助産
- ◇死亡の確認
- ◇遺体の検案

2 後方医療体制の確保

重症者は、市内の病院に収容する。また、市内の病院で対応が困難な場合は、県に対し災害拠点病院等の後方医療体制の確保協力を要請し、災害拠点病院に搬送する。

交通の状況により災害拠点病院等への搬送が救急車等では困難な場合は、県、自衛隊等にヘリコプターでの搬送を要請する。

3 医薬品・医療資器材等の確保

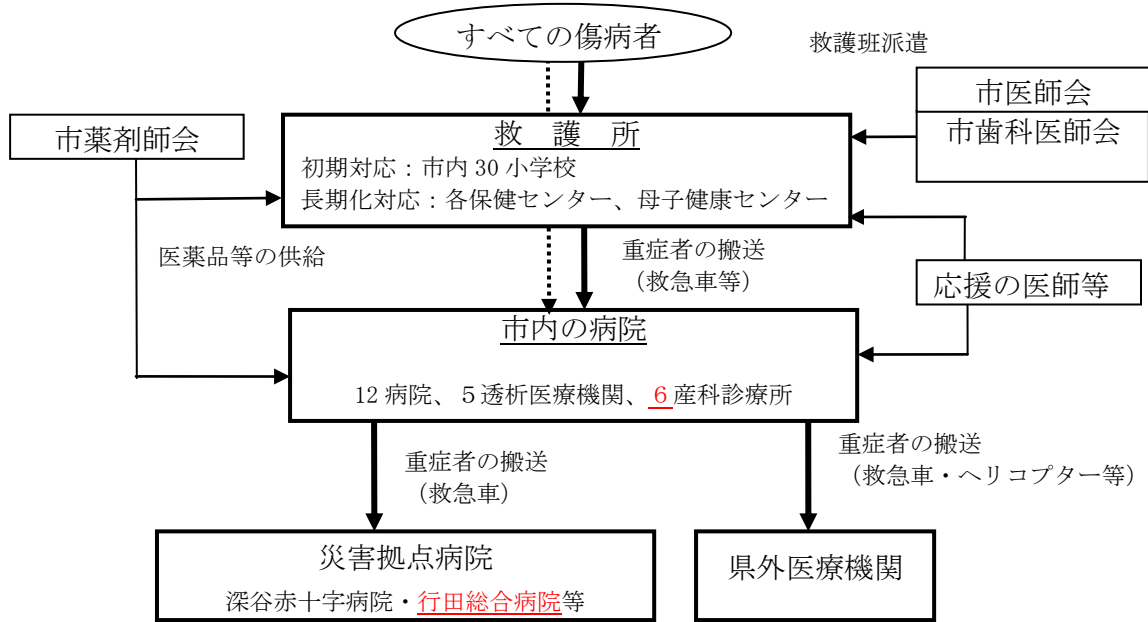
(1) 医薬品・医療資器材等

市民部は、薬剤師会、薬品業者から医薬品、医療資器材を確保する。不足する場合は、医師会が保有する医薬品、医療用資器材を使用する。

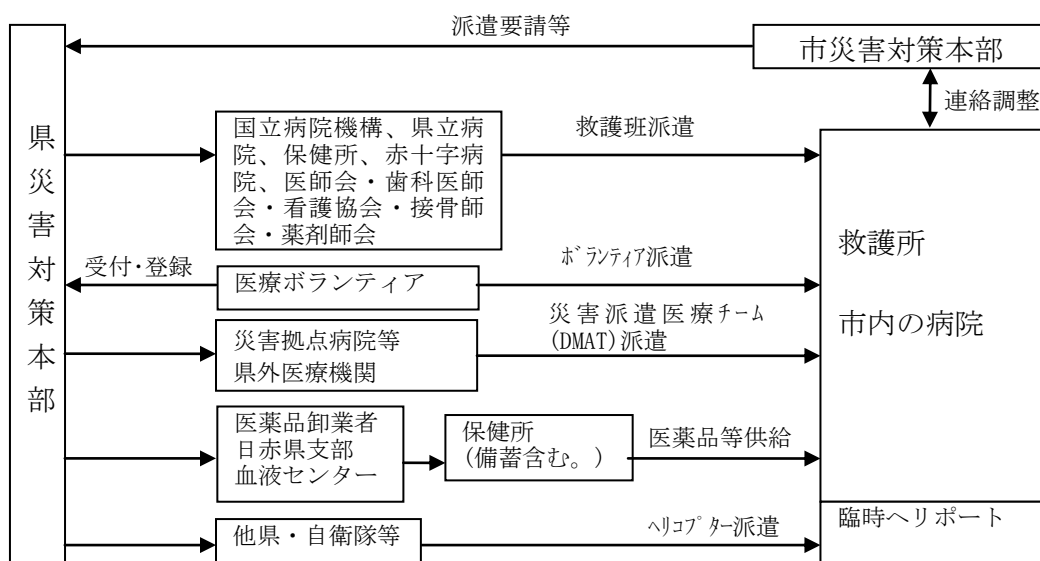
入手が困難なときは、県を通じて医薬品業者、他医療機関等に要請する。

(2) 血液製剤等

市民部は、輸血用の血液及び血液製剤が必要なときは、赤十字血液センター等に供給を依頼する。また、必要に応じて住民へ献血の呼びかけを行う。



■多数傷病者発生時における災害時救急医療全体システムフロー図



■県と市との連携図

4 被災者等の健康管理

(1) 避難所での医療活動体制

市民部は、避難所生活が長期化するときは、避難所内に救護所を設置し、医師会、歯科医師会に対し巡回医療班の編成を要請し、健康診断や精神科、歯科等を含めた医療救護活動を行う。

(2) 心のケア

市民部は、避難生活が長期化する場合は、精神科医療機関の協力によりカウンセリングや精神的ケア資料の作成等を行い、被災者や災害時要援護者の精神的負担の軽減に努める。

なお、県は、発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケアの対応を実施するため、精神保健活動班を組織し、避難所、応急仮設住宅等への巡回を行うこととなっている。

■精神保健活動班の活動内容

- ◇発症あるいは症状が悪化した精神障害者の診療
- ◇精神科医療機関へのあっせん
- ◇精神科医療機関への搬送手段の確保
- ◇市町村、精神科医療機関、社会復帰施設との連絡調整
- ◇被災者の精神保健福祉相談

(3) 医療情報の提供

市民部は、通院患者等のために治療可能な医療施設等の情報を収集し、災害広報紙等で住民に提供する。

(4) エコノミークラス症候群等の予防

市民部は、エコノミークラス症候群等に関する知識や予防措置を広報するとともに、救護班、巡回医療班の協力を得て、その発症を未然に防止する。

(5) 栄養指導

市民部は、県と協力して、以下のとおり巡回栄養相談等を実施する。

■栄養指導の活動内容

- ◇炊き出し、給食施設の管理指導
- ◇患者給食に対する指導
- ◇避難所生活が長期化した場合における避難所や仮設住宅等における被災者の栄養状況の把握、栄養健康教育及び栄養状態改善指導
- ◇その他栄養補給に関すること。

【資料編】28 市内医療機関一覧

第14節 行方不明者の搜索、遺体の処理及び埋・火葬計画

[方針・目標]

- 災害対策本部設置と同時に、市の公共施設に遺体安置所を設置し、警察による検視、医師による検案、遺体の安置を総合的に行う。
- 遺体の火葬が早急にできるように、斎場など広域的な応援を確保する。

市担当部班	市民部市民班、行政センター部、消防部
関係機関	自衛隊、熊谷警察署、熊谷市消防団、熊谷市医師会、熊谷市歯科医師会

大規模地震発生時には、多数の死者、行方不明者が発生することが予想される。一方、これらの搜索、処理、埋火葬等の対策を行うための要員、施設・設備等が被災により、その能力を十分発揮できない事態が予想される。したがって、対策の実施にあたっては、市単独の実施で可能かどうかの判断を最優先で行い、広域的な応援協力体制の確保を先行的に行うよう努める。
→第3章「風水害応急対策計画」第14節「遺体の搜索、処理及び埋・火葬計画」参照

第15節 災害時要援護者等の安全確保対策

[方針・目標]

- 地震発生直後から、民生委員、自治会等の協力を得て災害時要援護者の安否を確認し、避難支援等の必要な対策を行う。
- 避難生活時は、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体との連携により、必要な介護、メンタルケアを実施する。また、老人福祉センター等の公共施設に福祉避難所を設置し、要援護者を収容する。
- 外国人も要援護者と位置付け、関係団体や語学ボランティアの協力による支援を行う。

第1 災害時要援護者の安全確保

市担当部班	福祉部、行政センター一部福祉班、市民部
関係機関	大里福祉保健総合センター、熊谷児童相談所、埼玉県社会福祉協議会、熊谷市社会福祉協議会、社会福祉施設等の管理者、民生委員、自主防災組織

1 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

(1) 施設管理者の活動

施設管理者は、震災発生直後においては、以下のとおり活動する。

■施設管理者の活動

活動項目	あらまし
施設職員の確保	◇緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行い、緊急体制を確保する。
避難誘導及び受入先への移送	◇避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。
物資の供給	◇食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、県及び市に協力を要請する。

(2) 県及び市の活動

県及び市は、警察、ライフライン事業者、及び国等防災関係機関・ボランティア団体、福祉関連事業者等と連携し、以下のとおり活動する。

■県、市の活動

活動項目	あらまし
各種情報の提供	◇延焼火災の拡大、危険物取扱事業所等の危険物漏えい、大雨警戒時等において、安全避難のための各種情報について、社会福祉施設等に対し適時提供する。 ◇避難の勧告・指示及び自主避難の呼びかけ等について、社会福祉施設等に迅速に連絡する。
避難誘導及び受入先への移送	◇施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を要請する。
巡回サービス	◇自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。
ライフライン優先復旧	◇社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

2 在宅要援護者の避難支援

(1) 安否確認の実施

福祉部は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された災害時要援護者の安否確認を実施する。その際、あらかじめ作成した在宅災害時要援護者の「名簿」あるいは「要援護者マップ」等を活用し、民生委員や自主防災組織、登録支援員等の協力を得ながら行う。

(2) 避難誘導

災害時要援護者の避難は、原則として地区の住民組織、自主防災組織等が支援する。

避難困難な状況にある場合、福祉部及び各行政センター部は、福祉関係団体等に協力を要請するとともに、公用車等による移送を行う。

3 被災要援護者への支援

(1) 避難所における援護対策

福祉部は、災害時要援護者の状況を把握し、次のような対策を行う。

■避難所における災害時要援護者への支援

ケアサービスリストの作成	◇必要となる介護・介助要員・用具の種別・規模 ◇その他介護に必要な状況
必要な設備・物資の確保・設置	◇踏み板等、段差の解消 ◇簡易ベッド ◇パーティション（間仕切り） ◇車いす、紙おむつ、障害者用携帯トイレ等介護物資
災害時要援護者専用スペースの確保	◇可能な限り少人数部屋 ◇専用トイレ
生活支援	◇適温食と高齢者に配慮した食事の供給 ◇ホームヘルパーの派遣、ガイドヘルパーの派遣
広報支援	◇手話通訳の派遣 ◇ボランティアによる個別情報伝達

(2) 社会福祉施設等への一時入所

福祉部は、避難所で介護等が困難な災害時要援護者を、可能な限り社会福祉施設等へ入所させるため、社会福祉施設等への一時受け入れを要請する。

(3) 相談窓口の開設

市民部は、各庁舎内に相談窓口を設置する。福祉部は、各窓口には、福祉担当職員、福祉関係者、ソーシャルワーカー等を配置し、総合的な相談に応じる。

(4) 巡回サービスの実施

福祉部及び市民部は、福祉担当職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などによりチームを編成し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

4 福祉仮設住宅入居者への支援

福祉部は、社会福祉団体等と協力し、福祉仮設住宅に入居している災害時要援護者を支援する。

5 福祉避難所の設置

福祉部は、避難地域の状況に応じ、市の公共施設に福祉避難所を設置して、避難所にて避難

生活が困難な要援護者を収容する。

避難所生活が長期化した場合は、災害時要援護者の健康状態に配慮し、社会福祉施設との連携のもと施設への収容を行う。

■福祉避難所設置予定箇所

◇妻沼デイサービスセンター	◇老人福祉センターひかわ荘
◇老人福祉センター別府荘	◇熊谷養護学校
◇中条農村センター	◇箱田高齢者・児童ふれあいセンター
◇障害福祉会館	◇老人福祉センター上之荘
◇老人憩いの家吉岡荘	◇大里保健センター
◇老人福祉センター江南荘	◇江南デイサービスセンター

【資料編】44 福祉避難所一覧

第2 外国人への支援

市担当部班	総合政策部広報広聴班
関係機関	熊谷市国際交流協会

1 安否確認の実施

総合政策部は、職員及び語学ボランティア等による調査班を編成し、外国人登録者名簿等に基づき外国人の安否確認を実施する。この調査結果は、本部事務局を通じて、県に報告する。

2 避難誘導の実施

総合政策部は、広報車や防災行政無線等を活用して、外国語による要避難広報を実施し、外国人に対する速やかな避難誘導を行う。

3 情報提供

総合政策部は、市ホームページ、テレビ・ラジオ等を活用して外国語による情報提供を行う。
また、国際交流協会、語学ボランティア等の協力を得て、チラシ・市報臨時版等の発行による生活支援情報の提供を随時行う。

4 相談窓口の開設

総合政策部は、市民部及び行政センター部と連携し庁舎内等に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

第 16 節 飲料水、食料、生活必需品等供給計画

[方針・目標]

- 地震発生から3日間は、避難者の家庭内備蓄でまかなうことを原則とする。ただし、家屋の倒壊により食料等を持ち出せなかった被災者には、市の備蓄を供給する。
- 発災から3日目までには、協定等に基づき調達した食料・物資の供給、自衛隊等による炊き出しを実施する。
- 多数の被災者が発生した場合は、全国に支援を要請し救援物資を受け入れる。なお、受け入れる物資は企業・団体からの救援物資のみとし、個人からの物資は受け入れないことを原則とする。

第 1 給水計画

市担当部班	水道部
関係機関	県企業局

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第1「給水計画」参照

第 2 食料の供給計画

市担当部班	産業振興部、行政センター一部産業班
関係機関	くまがや農業協同組合、熊谷商工会議所、 <u>くまがや市商工会</u> 、 <u>(社) 埼玉県トラック協会熊谷支部</u>

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第2「食料供給計画」参照

第 3 衣料、生活必需品等供給計画

市担当部班	産業振興部、行政センター一部産業班
関係機関	熊谷商工会議所

→第3章「風水害応急対策計画」第16節「飲料水、食料、生活必需品等供給計画」第3「衣料、生活必需品等供給計画」参照

第 17 節 応急住宅対策

[方針・目標]

- 家屋の被災調査は、応急危険度判定終了後から開始し、1 週間以内を目途に 1 次調査を完了、続けて 2 次調査を実施し、20 日以内を目標にり災証明書が発行可能な体制とする。
- 応急仮設住宅は、発災後 1 週間以内に必要戸数及び建設予定地を選定し、20 日を目標として入居が可能となるように県と連携をとり対策を進める。

市担当部班	総務部調査班、都市整備部住宅班、建設部建築班
関係機関	県

1 住家の被災調査・り災証明書の発行

被害住家の調査は総務部が行う。

り災証明の発行は、総務部及び各行政センター部が行う。

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 17 節「応急住宅対策」第 1 「住家の被災調査・り災証明書の発行」参照

2 応急仮設住宅の供給

建設部は、県等関係機関と連携し、住宅を失った被災者に対して、応急仮設住宅の供給、市営住宅の空き部屋はじめ既存住宅の活用により、応急的な住宅供給対策を実施する。

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 17 節「応急住宅対策」第 2 「応急仮設住宅の建設等」参照

3 被災住宅の応急修理

救助法が適用された場合は、市が被災住宅の応急修理を実施する。都市整備部は、相談窓口にて、住宅の応急修理の申し込みを受付ける。

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 17 節「応急住宅対策」第 3 「被災住宅の応急修理計画」参照

第 18 節 文教対策・応急保育計画

[方針・目標]

- 学校、幼稚園、保育所では、気象情報等に基づいて事前に帰宅措置や施設内で保護するなど安全を確保する。
- 災害発生後、2週間程度で授業が再開できるように、避難スペースと教育スペースの調整を行う。
- 被害の後片づけ等の復旧活動のため、一時的な保育を実施するなど弾力的な運用を検討する。

第 1 文教対策計画

市担当部班	教育部
関係機関	北部教育事務所

1 学校・幼稚園における発災時の対応

(1) 園児・児童・生徒の避難

学校長等は、地震が発生した場合、児童・生徒等の無事を確認する。校舎の被害、火災等が発生した場合は、安全な避難場所に避難させる。児童・生徒等は、保護者の引き取りがあるまで、一時的に保護する。

(2) 安否の確認

休日、夜間に地震が発生した場合は、学校等で、園児・児童・生徒の安否を確認し、教育部は、それを把握する。

(3) 避難所開設への協力

学校等では、避難所開設時には、派遣された職員とともに体育館等の避難スペースを確保し、避難者受け入れ準備を行う。

また、避難所運営にあたっては、避難所自治組織とともに教育スペースと避難スペースとの調整をとる。

(4) 被害状況の報告等

地震による被害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育部に報告する。また、状況に応じ教育部と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

2 応急教育

(1) 教育場所の確保

教育部は、各学校の被害状況を把握するとともに、学校長と連携をとって応急教育の場所を確保する。

(2) 応急教育の準備

教育部及び学校長は、臨時の学級編成を行い、児童・生徒及び保護者に授業再開を周知する。教職員の被災により、十分な人員を確保できない場合は、県教育委員会と連携して学級編成の組み替え、近隣学校からの応援等により対処する。

(3) 応急教育の要領

教育部は、応急教育において実施する指導内容、教育内容については、特別計画を立案する。授業不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導する。

■ 応急教育の留意事項

教育内容	教科書、学用品等の損失状況を考慮する。特に、健康指導、生活指導、安全教育を実施する。
生活指導	◇児童・生徒相互の助け合い精神を育て、災害時の集団生活を指導する。 ◇関係機関、医師会、その他専門家と連携・協力して、児童・生徒の「心のケア」対策を行う。

(4) 学用品の給与

災害により学用品を失った児童、生徒に対し、教科書（必要な教材を含む。）、文房具、通学用品を給与する。教育部は、学校長を通じて給与の対象となる児童・生徒数を把握し、被害状況別、小・中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成する。とりまとめにあたっては、り災者名簿及び学籍簿と照合する。

学用品の調達は、市が業者から一括購入し、学校ごとに分配する。市において、調達が困難な場合は、県教育委員会に調達・供給支援を要請する。

(5) 給食その他の措置

給食は、県等と協議し可能な限り学校再開と同時に実施する。また、救助法が適用された場合、県立学校の生徒・学生の被災の程度に応じて、授業料の納付期間の延長又は減免措置が講ぜられる。小・中学校等に関しても、給食費に関し同様の措置が講ぜられるよう検討する。

3 施設の被害調査

→第8節「公共施設、帰宅困難者の支援対策」第1「公共建築物」参照

4 文化財の応急措置

→第3章「風水害応急対策計画」第18節「文教対策・応急保育計画」第1「文教対策計画」4「文化財の応急措置」参照

第2 応急保育計画

市担当部班	福祉部
関係機関	熊谷児童相談所

→第3章「風水害応急対策計画」第18節「文教対策・応急保育計画」第2「応急保育計画」参照

第 19 節 障害物除去計画

[方針・目標]

- 河川、道路上の障害物除去は、各管理者が実施する。
- 市の道路上の障害物除去は、地震後から着手し、緊急交通路は 24 時間以内を目標として、通行が可能となるように除去を行う。

第 1 住宅関係障害物の除去

市担当部班	都市整備部住宅班
関係機関	熊谷市建設業協会

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 19 節「障害物除去計画」第 1 「住宅関係障害物の除去」参照

第 2 道路等の障害物の除去

市担当部班	建設部建設班、行政センター一部建設班
関係機関	大宮国道事務所、熊谷県土整備事務所、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 19 節「障害物除去計画」第 2 「道路等の障害物の除去」参照

第 3 集積場所、人員、機械器具等の確保

市担当部班	環境部環境対策班、行政センター一部市民環境班
関係機関	北部環境管理事務所、県営環境整備センター、熊谷市建設業協会

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 19 節「障害物除去計画」第 3 「集積場所、人員、機械器具等の確保」参照

第20節 輸送計画

[方針・目標]

- 地震発生当日に市内の輸送業者等に車両の確保を要請し、迅速な運送体制を確立する。
- 地震発生後、3時間以内にはヘリポートの状況を確認し、重症者の搬送などのため6時間以内にヘリポートの運用が可能なよう体制を確保する。

第1 車両・燃料等の調達、配車計画

市担当部班	総務部庶務職員班、所管各部
関係機関	(社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(社)埼玉県バス協会

→第3章「風水害応急対策計画」第20節「輸送計画」第1「車両・燃料等の調達、配車計画」参照

第2 緊急輸送計画

市担当部班	総務部庶務職員班、建設部建設班
関係機関	鉄道事業者、(社)埼玉県トラック協会、熊谷トラック事業協同組合、(社)埼玉県バス協会

1 緊急輸送の範囲

市が実施する緊急輸送の主な対象は、次に示すとおりである。

■各段階における輸送の対象

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から一週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から一週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員・物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への搬送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資等	
	① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品	

2 緊急輸送情報の把握及び提供

建設部は、県をはじめ関係機関から緊急交通路の応急復旧状況、交通規制状況、交通渋滞状況等の情報を収集、とりまとめの上、各部及び緊急輸送実施者に対して、定期的かつ必要な場合は随時、情報提供する。

3 車両以外の手段による緊急輸送

(1) 鉄道による輸送

総務部は、自動車による輸送が不可能な場合又は広域輸送が必要な場合は、東日本旅客鉄道株式会社及び秩父鉄道株式会社に鉄道による輸送を要請する。

(2) ヘリコプターによる輸送

本部事務局は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県を通じてヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、自衛隊等と連携して臨時ヘリポートを開設する。

【資料編】 6 臨時ヘリポート一覧

45 緊急輸送路網図

49 消防応援協定

第 21 節 要員確保計画

[方針・目標]

- 発災後直ちに、社会福祉協議会と協力して災害ボランティアセンターをコミュニティセンターに設置して、受付・登録・活動割り振り等ができる体制を確保する。また、センターから離れた被災地には、現場出張所を設置する。
- 災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会やボランティア団体等が主体となり、ボランティアの受入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネート業務を行う。市では拠点施設、資機材等の提供など必要な支援や、市の対策とボランティア活動との調整を行う。

第 1 労務供給計画

市担当部班	所管各部
関係機関	熊谷公共職業安定所

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 21 節「要員確保計画」第 1 「労務供給計画」参照

第 2 一般ボランティア受入体制の確保

市担当部班	市民部市民班、 <u>福祉部福祉班</u>
関係機関	熊谷市社会福祉協議会、日赤奉仕団

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 21 節「要員確保計画」第 2 「一般ボランティア受入体制の確保」参照

第 3 専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請

市担当部班	本部事務局、所管各部
関係機関	各機関

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 21 節「要員確保計画」第 3 「専門ボランティア・専門家・専門機関等への協力要請」参照

第22節 環境衛生計画

〔方針・目標〕

- 地震発生後、24時間以内に上下水道の使用が不可能となった地域の避難所、公園等に仮設トイレを設置する。断水により自宅トイレが使用できない場合は、ポータブルトイレの活用を図る。
- 大量に発生する廃棄物は、公園を一次集積所として分別処理を行い、二次集積場所で処理を行う。
- 災害後の感染症、食中毒の発生を防止するため、被災地や避難所にて防疫・保健活動を実施する。特に、災害時要援護者の健康管理に留意する。
- ペットは、避難者が責任をもって管理することを原則とする。避難所など多数の被災者が集まる場所への持ち込みは禁止する。

第1 廃棄物処理計画

市担当部班	環境部
関係機関	県営環境整備センター、熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「環境衛生計画」第1「廃棄物処理計画」参照

第2 防疫活動

市担当部班	市民部医療班、環境部環境衛生班、行政センター一部市民環境班
関係機関	熊谷保健所、熊谷市医師会、熊谷薬剤師会

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「環境衛生計画」第2「防疫活動」参照

第3 食品衛生対策

市担当部班	市民部医療班、水道部
関係機関	熊谷保健所

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「環境衛生計画」第3「食品衛生対策」参照

第4 環境対策

市担当部班	環境部環境対策班
関係機関	北部環境管理事務所

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「環境衛生計画」第4「環境対策」参照

第5 動物愛護対策

市担当部班	環境部環境衛生班、行政センター一部市民環境班
関係機関	熊谷保健所、熊谷家畜保健衛生所

→第3章「風水害応急対策計画」第22節「環境衛生計画」第5「動物愛護対策」参照

第 23 節 事前措置及び応急措置等

第 1 市長の事前措置及び応急措置

市担当部班	本部事務局、消防部
関係機関	北部地域振興センター、熊谷警察署

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 23 節「事前措置及び応急措置等」第 1 「市長の事前措置及び応急措置」参照

第 2 救助法の適用要請

市担当部班	本部事務局
関係機関	

→第 3 章「風水害応急対策計画」第 23 節「事前措置及び応急措置等」第 2 「救助法の適用要請」参照

第24節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

〔方針・目標〕

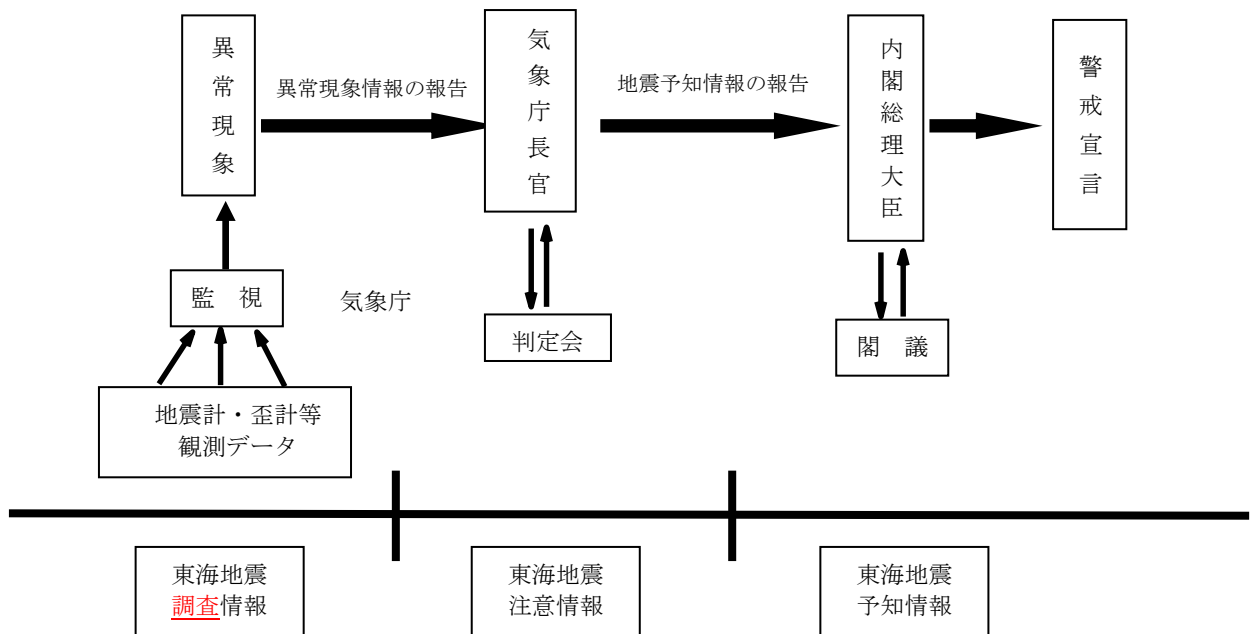
- 熊谷市は東海地震の強化地域には指定されておらず、地震の揺れへの影響はないが、警戒宣言発令に伴う社会の混乱に対応するため、東海地震関連情報に対応して1号配備～3号配備をとる。

市担当部班	本部事務局
関係機関	各機関

1 警戒宣言までの流れ

東海地震警戒宣言までの流れ、及び「東海地震に関連する情報」の内容は、以下のとおりである。

【参考1 東海地震に関する警戒宣言発令までの流れ】



※埼玉県は、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれておらず、東海地震にかかる警戒宣言等の情報伝達について、国の機関からの特に定められた経路はない。しかし、テレビ・ラジオ等報道機関やインターネットを通じた気象台からの情報は一般に広く周知される。また、近年の研究によれば、東海地震と東南海・南海地震との同時発生も懸念されている。第1の要因によっては、地震防災対策強化地域内からの来訪者への情報提供に加え、未知数とも想定される社会的影響の大きさへの配慮、また、第2の要因によっては、本市及び周辺市町においても、震度5弱～5強程度の揺れが想定されることへの配慮が求められる。

【参考2 東海地震関連情報について】

種類	内 容 等	地震防災対策強化地域における防災対応
東海地震予知情報	<ul style="list-style-type: none"> ◇東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に発表 ◇東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部設置 ・警戒宣言伝達 ・地震防災応急対策実施 ・避難対象地区ではあらかじめ指定される避難地に避難 ・公共交通機関運行中止 ・避難路、緊急輸送路では走行を禁止又は制限
東海地震注意情報	<ul style="list-style-type: none"> ◇東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表 ◇「判定会」の開催については、この情報の中で伝達 ◇東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合には、本情報解除が発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震災害警戒本部準備室設置 ・防災準備行動実施 ・広域応援の準備 ・生徒・従業員の帰宅 ・市民への広報
東海地震調査情報	<ul style="list-style-type: none"> ◇東海地震の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等に発表 ◇本情報が発表された後、東海地震発生のおそれがなくなると認められた場合や地震現象について東海地震の前兆現象とは直接関係ないと判断した場合は、この情報の中で、安心情報である旨明記して発表 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集連絡体制

2 活動体制及び職員の動員

東海地震に関連する情報が発表された場合の活動体制及び職員の動員区分は、以下のとおりとする。

→第1節「活動体制計画」、第2節「動員配備計画」参照

情報区分	活動体制	動員区分
東海地震調査情報	準備体制	1号配備
東海地震注意情報	災害警戒本部体制	2号配備
東海地震予知情報	災害対策本部体制	3号配備

3 市民等に対する広報の実施その他応急対策の実施

(1) 市民等に対する広報の実施

市は、東海地震に関連する情報が発表された場合は、そのつど住民に対しその旨情報の伝達及び広報を行う。

→第5節「災害情報通信計画」、第6節「災害広報広聴活動」参照

(2) 警戒宣言に伴う措置

市は、警戒宣言が発せられたときは、次の措置をとる。

なお、県はじめ、その他防災関係機関は、大規模な地震が発生した場合に備え、防災業務

計画等にあらかじめ対応措置を定めることとしている。

ア 災害対策本部の設置

イ 次の事項にかかる準備、点検

- ◇出張事務等の制限
- ◇庁内における火気使用の制限、危険物品等の整理、庁用車の使用制限
- ◇食料・飲料水の確保点検
- ◇急傾斜地崩壊等危険地域、道路施設等の巡回点検
- ◇地震に伴う被害が発生した場合に備え、より高次の職員の参集並びに各種応急対策実施に対する体制の整備
- ◇各関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育機関の対応等）
- ◇地震発生に備えた広報の実施
- ◇住民等のとるべき措置、各関係機関からの情報等についての広報

